

## 令和2年度 経営管理権集積計画（旧富士川町域）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の  
規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和3年3月1日

富士市長 小長井 義正

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-02     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |
|---------------------|-----------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|---|---|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |           |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |
| 番号                  | 所在        | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考  |  |
| 1                   | 富士市<br>岩淵 | 1881-1                                      | 132                 | と31                        | 山林         | 0.0372   | サ        | 77 | 林小班<br>の一部   | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者と協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |  |
| 2                   | 富士市<br>岩淵 | 1890  | 132                 | と48                        | 山林         | 0.0737   | サ        | 67 |              |                               |                                  |  |   |   |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |           |        |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|--|-----------|--------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号   | 所在        | 地番     | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1  | 富士市<br>地籍 | 1881-1 | 132 | と   | 31 | 山林 | 0.0372  | サト   | 77   | 林小班<br>の一部               |        |       |     |    |
| 2  | 富士市<br>地籍 | 1890   | 132 | と   | 48 | 山林 | 0.0737  | サト   | 67   |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称</p> |           |        |     |     |    |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-03      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
|---------------------|------------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|--|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番  | 林班<br>林班<br>小班      | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-25                                     | 134<br>は            | 26<br>山林                   | 0.1537     | 杉        | 56       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4484-25 | 134 | は   | 26 | 山林 | 0.1537  | と/ナ  | 56   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整番                  | 理号     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)           | (所在地)                    |  |                       |        |      |      |  |   |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|----------------|--------------------------|--|-----------------------|--------|------|------|--|---|--|--|
|                     | F2-05  | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正    | 静岡県富士市永田町1丁目100番地        |  |                       |        |      |      |  |   |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        | 経営管理権の初期              | 経営管理権の存続期間(終期) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考     |      |      |  |   |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班             | 準林班                      | 小班   | 地目                    | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考   |   |  |  |
| 1                   | 富士市甲之森 | 4296-36               | 134            | ほ                        | 80   | 山林                    | 0.0350 | スギ   | 58   | 林小班の一部   |   |  |  |
| 2                   | 富士市甲之森 | 4482-115              | 134            | ほ                        | 12   | 山林                    | 0.1041 | スギ   | 54   | 林小班の一部   |   |  |  |
|                     |        |                       |                |                          |  |                       |        |      |      | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等(控えるなど生物多様性に配慮する</li> <li>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をより算定する</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うためには補助金を適用することが出来る</li> <li>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる</li> <li>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと</li> <li>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする</li> </ul> </li> </ol> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権者が甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない</li> </ul> </li> </ul> |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-36  | 134 | ほ   | 80 | 山林 | 0.0350  | スギ・ヒノキ | 58   |                          |        |       |     |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-115 | 134 | ほ   | 12 | 山林 | 0.1041  | ヒノキ    | 54   |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |        |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-06  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                        |  |  |  |   |  |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|------------------------|--|--|--|---|--|--|--|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                        |  |  |  |   |  |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                        |  |  |  |   |  |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考  |  |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-17               | 134                 | は                          | 38         | 山林       | 0.0039   | ナ  | 68           |                        | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | 2021.3.1<br><br>6年<br>(2027.3.31)                                      | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |  |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-18               |                     |                            | 山林         | 0.1652   |          |    |              |                        |  |  |  |   |  |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-142              | 134                 | は                          | 48         | 山林       | 0.0495   | ナ  | 46           | 林小班の一部                 |  |  |  |   |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |        |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|--------|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢                     | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-17  | 134 | ほ   | 38 | 山林 | 0.0039  | ヒノキ  | 68                       |         |        |       |    |        |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-18  |     |     |    | 山林 | 0.1652  |      |                          |         |        |       |    |        |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-142 | 134 | は   | 48 | 山林 | 0.0495  | ヒノキ  | 46                       |         |        |       |    | 林小班の一部 |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |      |                          |         |        |       |    |        |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-07  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |          |          |        |              |                               |  |   |   |    |  |  |  |
|---------------------|--------|---|---------------------|----------------------------|----------|----------|--------|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|--|--|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |   |                     |                            |          |          |        |              |                               |  |   |   |    |  |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>小班<br>地目      | 面積<br>(ha)                 | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考     | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-31                                     | 134 ぼ 80 山林         | 0.0320                     | ナラ       | 58       | 林小班の一部 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> <li>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ol> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> <li>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> |    |  |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-137                                    | 134 ぼ 10 山林         | 0.0727                     | ナラ       | 36       | 林小班の一部 |              |                               |  |   |   |    |  |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-141-007                                | 134 は 79 山林         | 0.0429                     | ナラ       | 57       |        |              |                               |  |   |   |    |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |              |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考     |
|----------------------|--------|--------------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|--------|-------|-----|--------|
| 番号                   | 所在     | 地番           | 林班  | 率林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |        |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4296-31      | 134 | ほ   | 80 | 山林 | 0.0320  | スギ・ヒノキ | 58   |                          |        |       |     | 林小班の一部 |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4482-137     | 134 | ほ   | 10 | 山林 | 0.0727  | ヒノキ    | 36   |                          |        |       |     | 林小班の一部 |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4482-141-007 | 134 | は   | 79 | 山林 | 0.0429  | スギ     | 57   |                          |        |       |     |        |

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-09      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
|---------------------|------------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|--|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番  | 林班<br>小班            | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-28                                     | 134                 | は 23                       | 山林         | 0.0561   | ナ        | 65 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | ・経営管理実施権が設定され<br>る場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施<br>権者が森林経営を受託し、利<br>用間伐等の木材生産業務及び<br>木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施<br>権者が森林管理を受託し、火<br>災、病害虫及び気象災害等の<br>状況を確認するため、年1回<br>以上、林道などの既設道から<br>の目視による森林巡回を実施<br>する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施<br>権者が提示した企画提案書に<br>基づいて、森林施業を実施す<br>るとともに、混雑林における<br>伐採等は控えるなど生物多様<br>性に配慮する。<br><br>・経営管理実施権が設定され<br>ない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を<br>実施する。なお、施業の実施<br>にあたっては、混雑林におけ<br>る伐採等は控えるなど生物多<br>様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病害虫及び火<br>災、病害虫及び気象災害等の<br>状況を確認するため、年1回<br>以上、林道などの既設道から<br>の目視による森林巡回を実施<br>する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と<br>補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金<br>事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益<br>額を右に算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し<br>て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示<br>した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額<br>により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの<br>に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示<br>した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額<br>により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う<br>ために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事<br>務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが<br>できる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補<br>助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施<br>権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負<br>担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経<br>営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に<br>協力すること。 | ・経営管理実施<br>権が設定され<br>る場合<br>1. 時期<br>木材生産業務<br>及び木材販売<br>業務が完了<br>し、収支結果<br>が確定後、速<br>やかにおこな<br>う。<br>2. 相手方及び<br>方法<br>経営管理実施<br>権者から甲に<br>Dを支払うこ<br>ととし、支払<br>方法は、甲の<br>指定する口座<br>振込又は甲に<br>現金手渡しに<br>よりおこな<br>う。<br><br>・経営管理実施<br>権が設定され<br>ない場合<br>・時期、相手<br>方及び方法<br>乙から甲に対<br>して金銭の支<br>払いは行わな<br>い。 |    |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-29                                     | 134                 | は 21                       | 山林         | 0.0469   | ナ        | 58 |              |                               |  |  |   |    |
| 3                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-22                                     | 134                 | は 20                       | 山林         | 0.0793   | ナ        | 58 |              |                               |  |  |   |    |
| 4                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-135                                    | 134                 | ほ 11                       | 山林         | 0.1252   | ナ        | 59 |              |                               |  |  |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-28  | 134 | は   | 23 | 山林 | 0.0561  | トナ   | 65   |                          |         |        |       |    |     |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-29  | 134 | は   | 21 | 山林 | 0.0469  | トナ   | 58   |                          |         |        |       |    |     |
| 3  | 富士市中之郷 | 4484-22  | 134 | は   | 20 | 山林 | 0.0793  | トナ   | 58   |                          |         |        |       |    |     |
| 4  | 富士市中之郷 | 4482-135 | 134 | ほ   | 11 | 山林 | 0.1252  | トナ   | 59   | 林小班の一節                   |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |     |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、裏面面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-12      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |            |              |                               |  |   |   |    |
|---------------------|------------|--------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|------------|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |            |              |                               |  |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                    |                     |                            |            |          |          |            |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                 | 林班<br>林班<br>小班      | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考         | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-33            | 134<br>ほ            | 80<br>山林                   | 0.0409     | 杉/ヒノ     | 58       | 林小切<br>の二部 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりこなう。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |       |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|-------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種  | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-33 | 134 | ほ   | 80 | 山林 | 0.0409  | ササノヒナ | 58   |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |       |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整番                  | 理号         | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)   | (名称)            | (所在地)             |            |          |          |    |              |                        |  |  |  |    |
|---------------------|------------|----------------------|-----------------|-------------------|------------|----------|----------|----|--------------|------------------------|--|--|--|----|
|                     | F2-13      | 経営管理権を設定する森林の林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正     | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                        |  |  |  |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                      |                 |                   |            |          |          |    |              |                        |  |  |  |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                   | 林班<br>準林班<br>小班 | 地目                | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>株数 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-61              | 134             | ほ3                | 山林         | 0.2728   | 121      | 39 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)      | 経営管理実施権が設定され<br>る場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施<br>権者が森林経営を受託し、利<br>用間伐等の木材生産業務及び<br>木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施<br>権者が森林管理を受託し、火<br>災、病虫害及び気象災害等の<br>状況を確認するため、年1回<br>以上、林道などの既設道から<br>の目視による森林巡回を実施<br>する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施<br>権者が提示した企画提案書に<br>基づいて、森林施業を実施す<br>るとともに、深緑林における<br>伐採等は控えるなど生物多様<br>性に配慮する。<br><br>経営管理実施権が設定され<br>ない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を<br>実施する。なお、施業の実施<br>にあたっては、深緑林におけ<br>る伐採等は控えるなど生物多<br>様性に配慮する。<br>・乙は、大気、病虫害及び火<br>災、病虫害及び気象災害等の<br>状況を確認するため、年1回<br>以上、林道などの既設道から<br>の目視による森林巡回を実施<br>する。 | 経営管理実施権が設定される<br>場合<br>1. 甲に支払われるべき課元額の算定方法<br>・木材の販売収入の額と<br>補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金<br>事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益<br>額を10%算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額に、10%の率で木材を販売し<br>て得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示<br>した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額<br>により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの<br>に要する経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示<br>した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額<br>により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う<br>ために補助金を適用することとなる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事<br>務手数料を木材生産業務費の10%以内、計上することが<br>できる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補<br>助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施<br>権者がその差額を負担する。ただし、甲に金銭的な負<br>担を求めない。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経<br>営計画を速やかに策定するように経営管理実施権者に<br>協力することとする。<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき課元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木<br>材の販売による収益はこのものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する<br>ものとする。 | 経営管理実施<br>権が設定され<br>る場合<br>1. 時期<br>木材生産業務<br>及び木材販売<br>業務が完了<br>し、収支結果<br>が確定後、速<br>やかにおこな<br>う。<br>2. 相手方及び<br>方法<br>経営管理実施<br>権者から甲に<br>Dを支払うこ<br>ととし、支払<br>方法は、甲の<br>指定する口座<br>振込又は甲に<br>現金手渡しに<br>よりおこな<br>う。<br><br>経営管理実施<br>権が設定され<br>ない場合<br>・時期、相手<br>方及び方法<br>乙が甲に対<br>して金銭的支<br>払いを行わ<br>ない。 |    |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-62              | 134             | ほ4                | 山林         | 0.1325   | 121      | 59 |              |                        |  |  |  |    |
| 3                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-64              |                 |                   | 山林         | 0.058    |          |    |              |                        |  |  |  |    |
| 4                   | 富士市<br>中之郷 | 4483-28              | 134             | ろ50               | 山林         | 0.0396   | 121      | 50 |              |                        |  |  |  |    |
| 5                   | 富士市<br>中之郷 | 4483-30              | 134             | ろ48               | 山林         | 0.0876   | 121      | 56 |              |                        |  |  |  |    |
| 6                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-2               |                 |                   | 山林         | 0.0325   |          |    |              |                        |  |  |  |    |
| 7                   | 富士市<br>野辺  | 1859                 | 132             | と26               | 山林         | 0.2469   | 121      | 72 |              |                        |  |  |  |    |
| 8                   | 富士市<br>野辺  | 1857-1-001           | 132             | と28               | 山林         | 0.0479   | 121      | 65 |              |                        |  |  |  |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |            |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の中以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|----------------------|--------|------------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号                   | 所在     | 地番         | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4482-61    | 134 | ほ   | 3  | 山林 | 0.2228  | シト   | 39   |                          |         |        |       |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4482-62    | 134 | ほ   | 4  | 山林 | 0.1325  | シト   | 59   |                          |         |        |       |    |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4482-64    |     |     |    | 山林 | 0.0158  |      |      |                          |         |        |       |    |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4483-28    | 134 | ろ   | 50 | 山林 | 0.0396  | シト   | 50   |                          |         |        |       |    |
| 5                    | 富士市中之郷 | 4483-30    | 134 | ろ   | 48 | 山林 | 0.0876  | シト   | 56   |                          |         |        |       |    |
| 6                    | 富士市中之郷 | 4484-2     |     |     |    | 山林 | 0.0325  |      |      |                          |         |        |       |    |
| 7                    | 富士市岩殿  | 1859       | 132 | と   | 26 | 山林 | 0.2469  | シト   | 72   |                          |         |        |       |    |
| 8                    | 富士市岩殿  | 1857-1-001 | 132 | と   | 28 | 山林 | 0.0429  | シト   | 65   |                          |         |        |       |    |

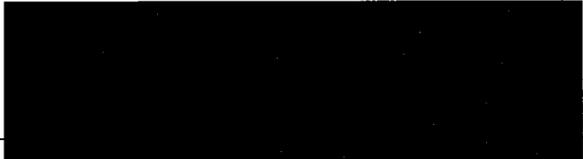
この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                |        | F2-14  |     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |    |    |        | (名称)        |      |          |                   | (所在地)                    |  |   |   |
|---------------------|--------|--------|-----|-----------------------|----|----|--------|-------------|------|----------|-------------------|--------------------------|--|---|---|
|                     |        |        |     | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |    |    |        | 富士市長 小長井 義正 |      |          |                   | 静岡県富士市永田町1丁目100番地        |  |   |   |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |        |     |                       |    |    |        |             |      | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法   | 備考  |
| 番号                  | 所在     | 地番     | 林班  | 準林班                   | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種        | 現況林齢 |          |                   |                          |  |   |   |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4306-1 | 134 | ほ                     | 92 | 山林 | 0.2733 | 広葉樹、針葉樹     | 65   |          | 2021.3.1          | 6年(2027.3.31)            | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4306-2 | 134 | ほ                     | 93 | 山林 | 0.0578 | 広葉樹、針葉樹     | 66   |          |                   |                          |  |   |   |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4306-3 |     |                       |    | 山林 | 0.0244 |             |      |          |                   |                          |  |   |   |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4306-4 |     |                       |    | 山林 | 0.0138 |             |      |          |                   |                          |  |   |   |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |        |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|--------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番     | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4306-1 | 134 | ほ   | 92 | 山林 | 0.2733  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 66   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4306-2 | 134 | ほ   | 93 | 山林 | 0.0578  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 66   |                          |         |        |       |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4306-3 |     |     |    | 山林 | 0.0244  |            |      |                          |         |        |       |    |
| 4  | 富士市中之郷 | 4306-4 |     |     |    | 山林 | 0.0138  |            |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |        |     |     |    |    |         |            |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-15  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |                                   |  |   |   |   |  |
|---------------------|--------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|-----------------------------------|--|---|---|---|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |                                   |  |   |   |   |  |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>林小班           | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考  |   |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-10                                     | 134                 | ほ                          | 70         | 山林       | 0.0378   | ホ  | 58           | 林小班の一部                        | 2021.3.1<br><br>6年<br>(2027.3.31) | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 | <経営管理実施権が設定されない場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4296-127                                    |                     |                            | 山林         | 0.0044   |          |    |              |                               |                                   |  |   |   |   |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-10  | 134 | ほ   | 70 | 山林 | 0.0378  | 杉*   | 58   |                          |        |       |     |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4296-127 |     |     |    | 山林 | 0.0044  |      |      |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | 理号     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)        |     | (所在地)             |    |        |           |      |    |          |                   |  |  |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|-------------|-----|-------------------|----|--------|-----------|------|----|----------|-------------------|--|--|---|----|
|                     | F2-16  | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正 |     | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |        |           |      |    |          |                   |  |  |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |             |     |                   |    |        |           |      |    |          |                   |  |  |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班          | 準林班 | 小班                | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種      | 現況林齢 | 備考 | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-141-012          | 134         | は   | 71                | 山林 | 0.0429 | 広葉樹スギ、ヒノキ | 52   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>・経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |              |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)  |         |        |       | 備考 |     |
|----------------------|--------|--------------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|---|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号                   | 所在     | 地番           | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考  | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4482-141-012 | 134 | は   | 71 | 山林 | 0.0429  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 52   |   |         |        |       |    |     |
| この計画に同意する。           |        |              |     |     |    |    |         |            |      | 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印<br><br>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称  |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | R2-17      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富上市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富上市永田町1丁目100番地 |            |          |          |           |              |                               |                                      |  |   |    |  |  |
|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|-----------|--------------|-------------------------------|--------------------------------------|--|---|----|--|--|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |           |              |                               |                                      |  |   |    |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                     |                            |            |          |          |           |              |                               |                                      |  |   |    |  |  |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考        | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基<br>づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |
| 1                   | 富上市<br>中之郷 | 4296-83               | 134                 | へ                          | 57         | 山林       | 0.0207   | 広葉樹<br>58 | 林小<br>の部     | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                    | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> <li>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> |    |  |  |
| 2                   | 富上市<br>中之郷 | 4296-84               |                     |                            |            | 山林       | 0.0121   |           |              |                               |                                      |  |   |    |  |  |
| 3                   | 富上市<br>中之郷 | 4296-117              |                     |                            |            | 山林       | 0.0014   |           |              |                               |                                      |  |   |    |  |  |
| 4                   | 富上市<br>中之郷 | 4482-105              | 134                 | ほ                          | 17         | 山林       | 0.0942   | 広葉樹<br>65 |              |                               |                                      |  |   |    |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |          |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|----------------------|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号                   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4296-83  | 134 | へ   | 57 | 山林 | 0.0207  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 58   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |     |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4296-84  |     |     |    | 山林 | 0.0121  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4296-117 |     |     |    | 山林 | 0.0014  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4482-105 | 134 | ほ   | 17 | 山林 | 0.0942  | スギ、ヒノキ     | 65   |                          |         |        |       |    |     |

|            |                     |         |      |        |   |   |
|------------|---------------------|---------|------|--------|---|---|
| この計画に同意する。 | 権利の設定を受ける市町村 (乙)    | 所在地     | (同上) | 名称     | 富士市長 小長井 義正   | 印 |
|            | 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) | 住所又は所在地 | (同上) | 氏名又は名称 |  |   |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-18      | 経営管理権の設定を受ける市町村<br>村(乙) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |              |    |              |                        |   |   |   |    |
|---------------------|------------|-------------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|--------------|----|--------------|------------------------|---|---|---|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)   |                     |                            |            |          |              |    |              |                        |   |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                         |                     |                            |            |          |              |    |              |                        |   |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                      | 林班<br>小班            | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢     | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除したなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-37                 | 134 ば               | 42                         | 山林         | 0.0033   | ヒノキ          | 56 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)      | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が届出した企画提案書に基づいて、森林施業を実施する上と並に、採択林における伐採等には控えるなど生物多様性に配慮する<br>・乙は、火災、病害虫及び大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、採択林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する<br>・乙は、火災、病害虫及び大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する<br>・乙は、大気、病害虫及び大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき課税額の算定方法<br>・甲に支払われるべき課税額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の費用管理費を控除した収益額をもとに算定する<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額は、実際に木材を販売して得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、木材の利益が見込める額として算定する<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費は、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、木材の利益が見込める額として算定する<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うため、補助金を適用することができる<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること<br>経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき課税額の算定方法<br>・経営管理権に基づいて実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのとおりとする<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない |    |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-76                 | 134 ば               | 54                         | 山林         | 0.0975   | ヒノキ          | 60 |              |                        |   |   |   |    |
| 3                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-111                | 134 ば               | 21                         | 山林         | 0.0254   | 広葉樹 1<br>ヒノキ | 53 |              |                        |   |   |   |    |
| 4                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-188                | 134 ば               | 22                         | 山林         | 0.0289   | 広葉樹 2<br>ヒノキ | 53 |              |                        |   |   |   |    |
| 5                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-28                 | 134 ば               | 29                         | 山林         | 0.0476   | ヒノキ          | 61 |              |                        |   |   |   |    |
| 6                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-29                 |                     |                            | 山林         | 0.0003   |              |    |              |                        |   |   |   |    |
| 7                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-141-013            | 134 ば               | 87                         | 山林         | 0.0456   | ヒノキ          | 63 |              |                        |   |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |              |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|--------------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番           | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-37      | 134 | は   | 42 | 山林 | 0.0033  | ヒノキ        | 56   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-76      | 134 | ほ   | 54 | 山林 | 0.0975  | ヒノキ        | 60   |                          |         |        |       |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-111     | 134 | ほ   | 21 | 山林 | 0.0254  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 53   |                          |         |        |       |    |
| 4  | 富士市中之郷 | 4482-188     | 134 | ほ   | 22 | 山林 | 0.0289  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 53   |                          |         |        |       |    |
| 5  | 富士市中之郷 | 4484-28      | 134 | は   | 29 | 山林 | 0.0476  | ヒノキ、ヒノキ    | 61   |                          |         |        |       |    |
| 6  | 富士市中之郷 | 4484-29      |     |     |    | 山林 | 0.0003  |            |      |                          |         |        |       |    |
| 7  | 富士市中之郷 | 4482-141-013 | 134 | は   | 82 | 山林 | 0.0456  | ヒノキ        | 63   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長年 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |              |     |     |    |    |         |            |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、〇〇年又は〇〇年〇〇月〇〇日までと記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-20      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|--|---|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>林班<br>小班      | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4483-23               | 134                 | ろ61                        | 山林         | 0.1464   | い        | 65 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-6                | 134                 | は9                         | 山林         | 0.0376   | い        | 62 |              |                               |  |  |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4483-23 | 134 | ろ   | 61 | 山林 | 0.1464  | シ/ナ  | 65   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4484-6  | 134 | は   | 9  | 山林 | 0.0376  | シ/ナ  | 62   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は<br/>           所在地      所在地      名称</p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-21  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)                  | (所在地)             |          |          |        |              |                               |  |  |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|-----------------------|-------------------|----------|----------|--------|--------------|-------------------------------|--|--|---|----|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正           | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |          |          |        |              |                               |  |  |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                       |                   |          |          |        |              |                               |  |  |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班<br>地目 | 面積<br>(ha)        | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考     | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から、木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-60               | 134 へ 59 山林           | 0.0433            | ナ 杉      | 58       | 林小班の一部 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考     |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|--------|-------|-----|--------|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |        |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-60  | 134 | へ   | 59 | 山林 | 0.0433  | スギ・ヒノキ | 58   |                          |        |       |     | 林小班の一部 |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-129 | 134 | ほ   | 15 | 山林 | 0.2714  | スギ・ヒノキ | 65   |                          |        |       |     |        |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-131 | 134 | ほ   | 10 | 山林 | 0.0571  | スギ・ヒノキ | 36   |                          |        |       |     | 林小班の一部 |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |        |      |                          |        |       |     |        |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 警 理 番 号              | F2-22      | 経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |           |    |              |                               |   |   |   |    |
|----------------------|------------|------------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|-----------|----|--------------|-------------------------------|---|---|---|----|
|                      |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲) |                     |                            |            |          |           |    |              |                               |   |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |            |                        |                     |                            |            |          |           |    |              |                               |   |   |   |    |
| 番号                   | 所在         | 地番                     | 林 班<br>準林班<br>小班    | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林 齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭 (D) の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                    | 富士市<br>中之郷 | 4296-56                | 134 へ               | 59 山林                      | 0.0793     | ト/ト      | 67        |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <経営管理実施権が設定される場合><br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                    | 富士市<br>中之郷 | 4299                   | 134 ほ               | 64 山林                      | 0.0244     | ト/ト      | 60        |    |              |                               |   |   |   |    |
| 3                    | 富士市<br>中之郷 | 4482-118               | 134 ほ               | 12 山林                      | 0.0895     | ト/ト      | 54        |    |              |                               |   |   |   |    |
| 4                    |            |                        | 134 ほ               | 8                          |            | ト/ト      | 63        |    |              |                               |   |   |   |    |
| 5                    | 富士市<br>中之郷 | 4482-138               | 134 ほ               | 11 山林                      | 0.0380     | ト/ト      | 59        |    |              |                               |   |   |   |    |
| 6                    | 富士市<br>中之郷 | 4482-139               | 134 ほ               | 10 山林                      | 0.0469     | ト/ト      | 54        |    |              |                               |   |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-56  | 134 | へ   | 59 | 山林 | 0.0793  | シナ   | 67   |                          |         |        |       |    |     |
| 2  | 富士市中之郷 | 4299     | 134 | ほ   | 64 | 山林 | 0.0244  | シナ   | 60   |                          |         |        |       |    |     |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-118 | 134 | ほ   | 12 | 山林 | 0.0895  | シナ   | 54   |                          |         |        |       |    |     |
| 4  |        |          | 134 | ほ   | 8  |    |         | シナ   | 63   |                          |         |        |       |    |     |
| 5  | 富士市中之郷 | 4482-138 | 134 | ほ   | 11 | 山林 | 0.0380  | シナ   | 59   |                          |         |        |       |    |     |
| 6  | 富士市中之郷 | 4482-139 | 134 | ほ   | 10 | 山林 | 0.0469  | シナ   | 54   |                          |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

|                     |            |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
|---------------------|------------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
| 整理番号                | F2-23      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番  | 林班<br>準林班           | 小班<br>地目                   | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-74                                     | 134                 | ほ55                        | 山林         | 0.1206   | c13      | 62 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>・経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|---|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4482-74 | 134 | ほ   | 55 | 山林 | 0.1206  | ヒノキ  | 62   |                          |         |        |       |    |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印<br><br>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称  |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-24  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |     |              |                               |                                  |  |   |   |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|-----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|---|---|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |     |              |                               |                                  |  |   |   |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |     |              |                               |                                  |  |   |   |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考  | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-54               | 134                 | へ                          | 59         | 山林       | 0.0568   | 松   | 58           | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-81               | 134                 | ほ                          | 26         | 山林       | 0.0996   | 広葉樹 | 53           |                               |                                  |  |   |   |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-54 | 134 | へ   | 59 | 山林 | 0.0568  | スギ、ヒノキ     | 58   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-81 | 134 | ほ   | 26 | 山林 | 0.0996  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 53   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |            |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整番                  | 理号     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|--|---|----|--|--|
|                     | R2 25  | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>林小班           | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の初期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-13               | 134 ぼ 39            | 山林                         | 0.1490     | イ        | 55       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、天災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合、</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、天災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を5割で算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額は、(1)日、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費に(1)日、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>1. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することとなる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが出来る。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を甲から策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合、</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、連年におこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者が甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合、</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p> |    |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-46               | 134 は 47            | 山林                         | 0.0849     | イ        | 46       |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-71               | 134 ぼ 51            | 山林                         | 0.0915     | イ        | 47       |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |            |       |     | 備考 |
|---|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|------------|-------|-----|----|
| 番号  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称     | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4482-13 | 134 | ほ   | 39 | 山林 | 0.1490  | ヒノキ  | 55   | [Redacted]               | [Redacted] |       |     |    |
| 2   | 富士市中之郷 | 4482-46 | 134 | は   | 47 | 山林 | 0.0849  | ヒノキ  | 46   |                          |            |       |     |    |
| 3   | 富士市中之郷 | 4482-71 | 134 | ほ   | 51 | 山林 | 0.0915  | ヒノキ  | 47   |                          |            |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙)          所在地          (同上)          名称          富士市長 小長井 義正          印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は          (同上)          氏名又は          [Redacted]<br/>         所在地          名称</p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |            |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

| 1 個別事項  |        | (所在地)           |   |
|---|--------|-----------------|---|
| 整理番号  | F2-26  | (名称)            | 静岡県富士市永田町1丁目100番地                                     |
| 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)  |        | 富士市長 小長井 義正     |   |
| 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)   |        | [Redacted]      |   |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)   |        |                 |   |
| 番号  | 所在     | 地番              | 林班<br>準林班<br>小班<br>地目<br>面積(ha)<br>現況樹種<br>現況林齢<br>備考 |
| 1   | 富士市中之郷 | 4482-102        | 134 ぼ 19 山林 0.0323 24' 1/4 57 林小班の一部                  |
| 2   | 富士市中之郷 | 4482-103        | 山林 0.0023   |
| 3   | 富士市中之郷 | 4482-141-002010 | 134 は 80 山林 0.0875 24' 1/4 56                         |
| <p>経営管理権の初期</p> <p>経営管理権の存続期間(終期)</p> <p>経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)</p> <p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除したおおよそのお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>備考</p>  |        |                 |   |
| <p>2021.3.1</p> <p>6年(2027.3.31)</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |        |                 |   |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |                 |     |     |    |    |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |      |        |         | 備考 |        |       |     |
|--|--------|-----------------|-----|-----|----|----|---------|--------------------------|------|--------|---------|----|--------|-------|-----|
| 番号   | 所在     | 地番              | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種                     | 現況林齢 | 備考     | 住所又は所在地 |    | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-102        | 134 | ほ   | 19 | 山林 | 0.0323  | スギ、ヒノキ                   | 57   | 林小班の一部 |         |    |        |       |     |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-103        |     |     |    | 山林 | 0.0023  |                          |      |        |         |    |        |       |     |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-141-002010 | 134 | は   | 80 | 山林 | 0.0875  | スギ、ヒノキ                   | 56   |        |         |    |        |       |     |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称</p> |        |                 |     |     |    |    |         |                          |      |        |         |    |        |       |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-27  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |    |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |    |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班           | 小班                         | 地目 | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4483-21               | 134                 | は                          | 10 | 山林         | 0.1656   | 1/4      | 63 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4484-4                | 134                 | ろ                          | 59 | 山林         | 0.0971   | 1/4      | 60 |              |                               |  |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4483-21 | 134 | は   | 10 | 山林 | 0.1656  | ヒノキ  | 63   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4484-4  | 134 | ろ   | 59 | 山林 | 0.0971  | ヒノキ  | 60   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-28       | 経営管理権の設定を受ける町町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市水田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                        |   |  |  |    |
|---------------------|-------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|------------------------|---|--|--|----|
|                     |             | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | [Redacted]          |                            |            |          |          |    |              |                        |   |  |  |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |             |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                        |   |  |  |    |
| 番号                  | 所在          | 地番                    | 林班<br>連林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>材齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 本材の販売による収入から本材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考 |
| 1                   | ▲14<br>15.0 | 1857-1-017            | 132<br>と            | 24<br>山林                   | 0.3349     | 33<br>イ  | 53       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)      | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>この決定した経営管理実施権者が森林経営を委託し、利用関係業者が本材生産業務及び本材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>この決定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>この決定した経営管理実施権者が指示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施することとし、当該森林における伐採等は隣接する生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>この、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施はかつては、当該森林における伐採等は隣接する生物多様性に配慮する。</p> <p>この、火災、病害虫及び大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>甲に支払われるべき還元額は、本材の販売収入の額と補助金額から本材生産業務費、本材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 本材の販売収入の額の算定方法<br/>本材の販売収入の額は、(1)日、実際に本材を販売し、内訳別収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 本材生産業務費の算定方法<br/>本材生産業務費については、実際に本材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>森林施業の実施に当たっては、本材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を本材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>本材生産等に要する経費が本材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>経営管理権に基づきこの実施する間伐の結果生じた本材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>この経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>本材生産業務及び本材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いが行われない。</p> |    |
| 2                   | ▲14<br>15.0 | 1857-1-018            | 132<br>と            | 25<br>山林                   | 0.6739     | 33<br>イ  | 62       |    |              |                        |   |  |  |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）   |           |            |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E） |        |       |     | 備考 |
|---|-----------|------------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|-------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号  | 所在        | 地番         | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 住所又は所在地                 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1   | 富士市<br>岩淵 | 1857-1-017 | 132 | と   | 24 | 山林 | 0.3349  | ササ、ヒノキ | 53   |                         |        |       |     |    |
| 2   | 富士市<br>岩淵 | 1857-1-018 | 132 | と   | 25 | 山林 | 0.6739  | ササ、ヒノキ | 62   |                         |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |           |            |     |     |    |    |         |        |      |                         |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | 整理号       | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |            |          |          |    |              |                               |   |  |   |    |
|---------------------|-----------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|---|--|---|----|
|                     | F2-29     | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |    |            |          |          |    |              |                               |   |  |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |           |                       |                     |                            |    |            |          |          |    |              |                               |   |  |   |    |
| 番号                  | 所在        | 地番                    | 林班<br>造林班           | 小班                         | 地目 | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>永田 | 1880                  | 132                 | と35                        | 山林 | 0.2961     | ヒノキ      | 61       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>・経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |           |      |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|---|-----------|------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号  | 所在        | 地番   | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1   | 富士市<br>地籍 | 1880 | 132 | と   | 35 | 山林 | 0.2961  | 杉    | 61   |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は<br/>所在地      所在地      名称</p> |           |      |     |     |    |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号  | F2-31  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |     |    |
|---|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|-----|----|
|   |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |     |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)   |        |                       |                     |                            |            |          |          |     |    |
| 番号  | 所在     | 地番                    | 林班<br>林班<br>小班      | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考  |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4484-10               | 134                 | は                          | 12         | 山林       | 0.1426   | E/A | 62 |
| <p>材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>備考</p>   |        |                       |                     |                            |            |          |          |     |    |
| <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> |        |                       |                     |                            |            |          |          |     |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4484-10 | 134 | は   | 12 | 山林 | 0.1428  | ヒノキ  | 62   |                          |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-32      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市水田町1丁目100番地 |            |          |          |           |              |                               |                                  |  |  |  |   |  |
|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|-----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|--|--|---|--|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |           |              |                               |                                  |  |  |  |   |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                     |                            |            |          |          |           |              |                               |                                  |  |  |  |   |  |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考        | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考   |   |  |
| 1                   | 富士市<br>水田町 | 1885-2                | 132                 | と                          | 31         | 山林       | 0.2692   | 広葉樹<br>ナラ | 61           | 林小班<br>の一部                    | 2021.3.1                         | 6年<br>(2027.3.31)  | ・経営管理実施権が設定される場合、<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合、<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合、<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>・経営管理実施権が設定されない場合、<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合、<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合、<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |  |
| 2                   | 富士市<br>水田町 | 1891-1                |                     |                            |            | 山林       | 0.2000   |           |              |                               |                                  |  |  |  |   |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |           |        |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|---|-----------|--------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号  | 所在        | 地番     | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1   | 富士市<br>樹道 | 1885-2 | 132 | と   | 31 | 山林 | 0.2692  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 61   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |     |
| 2   | 富士市<br>樹道 | 1891-1 |     |     |    | 山林 | 0.2000  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は<br/>所在地      所在地      名称</p> |           |        |     |     |    |    |         |            |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-33      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)                  | (所在地)             |             |          |            |              |                        |   |  |  |    |
|---------------------|------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|-------------|----------|------------|--------------|------------------------|---|--|--|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正           | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |             |          |            |              |                        |   |  |  |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                       |                   |             |          |            |              |                        |   |  |  |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班<br>地目 | 面積<br>(ha)        | 現況<br>樹種    | 現況<br>林齢 | 備考         | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除したなお収益がある場合について甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲に口金<br>支払うべき時間、相手方及<br>び方法  | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>四之郷 | 4296-43               | 134<br>ほ<br>78<br>山林  | 0.0289            | ナ<br>ナ<br>ナ | 61       | 林小班<br>の一部 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)      | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、林用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等口控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等に控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を10%と算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することとなる。<br/>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を連立して策定するように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>経営管理権に基づいて乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益10%のものとす。</p> <p>2. 留意事項<br/>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、連立が完了したとき。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者が甲に口金を支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭は行わない。</p> |    |
| 2                   | 富士市<br>四之郷 | 4296-44               | 134<br>ほ<br>79<br>山林  | 0.0449            | ナ<br>ナ<br>ナ | 61       | 林小班<br>の一部 |              |                        |   |  |  |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B) |        |       |     | 備考     |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|--------|-------|-----|--------|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |        |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-43 | 134 | ほ   | 78 | 山林 | 0.0289  | スギ・ヒノキ     | 61   |                          |        |       |     | 林小班の一部 |
| 2  | 富士市中之郷 | 4296-44 | 134 | ほ   | 79 | 山林 | 0.0449  | スギ・ヒノキ・広葉樹 | 61   |                          |        |       |     | 林小班の一部 |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |            |      |                          |        |       |     |        |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-34      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富七市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |    |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                     |                            |    |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>準林班           | 小班<br>ろ                    | 地目 | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基<br>いて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4483-22               | 134                 | ろ                          | 山林 | 0.1325     | シラ       | 65       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-5                |                     |                            | 山林 | 0.0522     |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4483-22 | 134 | ろ   | 60 | 山林 | 0.1325  | シ/キ  | 65   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4484-5  |     |     |    | 山林 | 0.0522  |      |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地                      (同上)                      氏名又は名称                      </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整 理 番 号              | F2-35  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 |     |    |    |        |      |      | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |                                   |  |  |  |    |
|----------------------|--------|---|---------------------|-----|----|----|--------|------|------|----------------------------|-----------------------------------|--|--|--|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |   |                     |     |    |    |        |      |      | 経営管理権の始期                   | 経営管理権の存続期間(終期)(B)                 | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  | 備考 |
| 番号                   | 所在     | 地番  | 林班                  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 |                            |                                   |  |  |  |    |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4482-65                                     | 134                 | ほ   | 6  | 山林 | 0.2456 | 広葉樹  | 63   |                            | 2021.3.1<br><br>6年<br>(2027.3.31) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)<br><br><経営管理実施権が設定される場合><br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法<br><br><経営管理実施権が設定される場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法<br><br><経営管理実施権が設定される場合><br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4482-87                                     | 134                 | ほ   | 23 | 山林 | 0.0776 | 広葉樹  | 65   |                            |                                   |  |  |  |    |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4482-183                                    |                     |     |    | 山林 | 0.0199 |      |      |                            |                                   |  |  |  |    |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4482-185                                    |                     |     |    | 山林 | 0.0053 |      |      |                            |                                   |  |  |  |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-65  | 134 | ほ   | 6  | 山林 | 0.2456  | 広葉樹  | 63   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-87  | 134 | ほ   | 23 | 山林 | 0.0776  | ヒノキ  | 65   |                          |         |        |       |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-183 |     |     |    | 山林 | 0.0199  |      |      |                          |         |        |       |    |
| 4  | 富士市中之郷 | 4482-185 |     |     |    | 山林 | 0.0053  |      |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-37  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)         | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |
|---------------------|--------|----------------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|---|---|--|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の立地<br>林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                            |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                         | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-34                    | 134                 | は 45                       | 山林         | 0.1781   | ナラ       | 62 |              | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提がした企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4484-13                    | 134                 | は 7                        | 山林         | 0.3586   | ナラ       | 65 |              |                               |                                  |  |   |   |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-141-002017            | 134                 | は 62                       | 山林         | 0.1400   | ナラ       | 55 |              |                               |                                  |  |   |   |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4484-48-006                | 134                 | は 55                       | 山林         | 0.0600   | ナラ       | 57 | 林小班の一節       |                               |                                  |  |   |   |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |                 |     |     |    |    |         |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |        |
|----------------------|--------|-----------------|-----|-----|----|----|---------|---------|--------------------------|---------|--------|-------|----|--------|
| 番号                   | 所在     | 地番              | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種    | 現況林齢                     | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印    |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4482-34         | 134 | は   | 45 | 山林 | 0.1781  | c/f     | 62                       |         |        |       |    |        |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4484-13         | 134 | は   | 7  | 山林 | 0.3586  | c/f     | 65                       |         |        |       |    |        |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4482-141-002017 | 134 | は   | 62 | 山林 | 0.1400  | st, L/f | 55                       |         |        |       |    |        |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4484-48-006     | 134 | は   | 55 | 山林 | 0.0600  | c/f     | 57                       |         |        |       |    | 林小班の一部 |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別票とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-38  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |    |        |      |      |        |          |                   |  |  |   |    |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----|----|--------|------|------|--------|----------|-------------------|--|--|---|----|--|--|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |    |    |        |      |      |        |          |                   |  |  |   |    |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |    |    |        |      |      |        |          |                   |  |  |   |    |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班                  | 準林班                        | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考     | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)   | 本材の販売による収入から本材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合に甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法   | 備考 |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-64               | 134                 | へ                          | 58 | 山林 | 0.0545 | ナ    | 41   | 林小班の二部 | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | 経営管理実施権が設定される場合<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の本材生産業務及び本材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、浸鮮林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、浸鮮林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、本材の販売収入の額と補助金収入から本材生産業務費、本材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を上限に算定する。<br>2. 本材の販売収入の額の算定方法<br>・本材の販売収入の額については、実際に本材を販売して得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 本材生産業務費の算定方法<br>・本材生産業務費については、実際に本材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、本材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を本材生産業務費の10%以内で計上することが出来る。<br>・本材生産等に要する経費が本材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担するとして、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた本材の販売による収益はこのものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>本材生産業務及び本材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-85               | 134                 | ほ                          | 24 | 山林 | 0.0398 | ナ    | 68   | 林小班の一部 |          |                   |  |  |   |    |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-173              |                     |                            |    | 山林 | 0.0155 |      |      |        |          |                   |  |  |   |    |  |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4482-175              |                     |                            |    | 山林 | 0.0092 |      |      |        |          |                   |  |  |   |    |  |  |



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-39      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-30               | 134                 | は 38                       | 山林         | 0.0029   | ヒノ       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p> |    |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-31               | 134                 | は 40                       | 山林         | 0.0664   | ヒノ       |    |              |                               |  |   |   |    |
| 3                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-23               | 134                 | は 24                       | 山林         | 0.0329   | ヒノ       |    |              |                               |  |   |   |    |
| 4                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-32               |                     |                            | 山林         | 0.1239   |          |    |              |                               |  |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-30 | 134 | は   | 38 | 山林 | 0.0029  | ヒノキ  | 63   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-31 | 134 | は   | 40 | 山林 | 0.0664  | ヒノキ  | 63   |                          |         |        |       |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4484-23 | 134 | は   | 24 | 山林 | 0.0829  | ヒノキ  | 63   |                          |         |        |       |    |
| 4  | 富士市中之郷 | 4484-32 |     |     |    | 山林 | 0.1239  |      |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-40  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|---|---|--|----|--|--|--|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考 |  |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-25               | 134 は 18            | 山林                         | 0.138      | 杉        | 56       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul> |    |  |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-80               | 134 ほ 29            | 山林                         | 0.0348     | 広葉樹類     | 56       |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-180              |                     | 山林                         | 0.0370     |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4482-181              |                     | 山林                         | 0.0123     |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-25  | 134 | は   | 18 | 山林 | 0.1381  | ヒノキ        | 56   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-80  | 134 | ほ   | 29 | 山林 | 0.0348  | 広葉樹・スギ・ヒノキ | 56   |                          |         |        |       |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-180 |     |     |    | 山林 | 0.0370  |            |      |                          |         |        |       |    |
| 4  | 富士市中之郷 | 4482-181 |     |     |    | 山林 | 0.0123  |            |      |                          |         |        |       |    |
|  |        |          |     |     |    |    |         |            |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |            |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | 整理号        | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正   | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |             |          |            |              |                               |  |   |   |    |
|---------------------|------------|---|-----------------------|----------------------------|-------------|----------|------------|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |   |                       |                            |             |          |            |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班<br>地目 | 面積<br>(ha)                 | 現況<br>樹種    | 現況<br>林齢 | 備考         | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-30                                     | 134<br>ほ<br>80<br>山林  | 0.0366                     | ナ<br>シ<br>ナ | 59       | 林小班<br>の二部 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>・経営管理実施権が設定される場合)</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-30 | 134 | ほ   | 80 | 山林 | 0.0366  | スギ・ヒノキ | 59   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |        |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-42  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|--|---|----|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |  |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4484-48-001           | 134 は 53            | 山林                         | 0.0600     | トナ       | 57       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |             |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|---|--------|-------------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号  | 所在     | 地番          | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4484-48-001 | 134 | は   | 53 | 山林 | 0.0600  | トナ   | 57   |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙)          所在地          (同上)          名称          富士市長 小長井 義正          印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は          (同上)          氏名又は<br/>           所在地          名称</p> |        |             |     |     |    |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-43      | 経営管理権の設定を受ける市町村<br>村(乙) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |   |  |
|---------------------|------------|-------------------------|---------------------|----------------------------|----|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|---|---|---|--|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)   |                     |                            |    |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |   |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                         |                     |                            |    |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |   |  |
| 番号                  | 所在         | 地番                      | 林班<br>造林班           | 小班                         | 地目 | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考  |   |  |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-53                 | 134                 | ほ                          | 78 | 山林         | 0.0429   | 杉        | 74 | 68           | 林小班<br>の二群                    | 2021.3.1                         | 6年<br>(2027.3.31)  | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合<br/>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br/>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘察して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘察して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |         |     |     |    |    |         |        | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|----------------------|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|--------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号                   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢                     | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4296-53 | 134 | ほ   | 78 | 山林 | 0.0429  | スギ・ヒノキ | 68                       |         |        |       |    |     |

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにすること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-44  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市水田町1丁目100番地 |            |          |          |     |              |                               |                                  |  |  |  |   |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|-----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|--|--|---|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |     |              |                               |                                  |  |  |  |   |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |     |              |                               |                                  |  |  |  |   |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考  | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考   |   |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-17               | 134                 | ほ                          | 67         | 山林       | 0.0323   | ヒノキ | 83           | 林小班の一部                        | 2021.3.1                         | 6年<br>(2027.3.31)  | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ol> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul> |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4296-136              |                     |                            |            | 山林       | 0.0016   |     |              |                               |                                  |  |  |  |   |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-17  | 134 | ほ   | 67 | 山林 | 0.0323  | ヒノキ  | 83   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4296-136 |     |     |    | 山林 | 0.0016  |      |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2 45      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |            |              |                               |  |  |   |    |
|---------------------|------------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|------------|--------------|-------------------------------|--|--|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |   |                     |                            |            |          |          |            |              |                               |  |  |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番  | 林班<br>林班<br>小班      | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考         | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-65                                     | 134<br>へ            | 58<br>山林                   | 0.0396     | ヒノキ      | 41       | 林小班<br>の一部 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-65 | 134 | へ   | 58 | 山林 | 0.0396  | ヒノキ  | 41   | 林小班の一部                   |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                                 |        | F2-46        |     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |    |    |        | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 |      |        |                               | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>(住所又は所在地)  |   |   |  |                       |    |
|--------------------------------------|--------|--------------|-----|-----------------------|----|----|--------|---------------------|------|--------|-------------------------------|--|---|---|--|-----------------------|----|
| 整理番号                                 |        | F2-46        |     | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |    |    |        |                     |      |        |                               |  |   |   |  |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)                  |        |              |     |                       |    |    |        |                     |      |        |                               | 経営管理権の始期   | 経営管理権の存続期間(終期)(B)   | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 番号                                   | 所在     | 地番           | 林班  | 薄林班                   | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種                | 現況林齢 | 備考     |                               |  |   |   |  |                       |    |
| 1                                    | 富士市中之郷 | 4484-26      | 134 | は                     | 28 | 山林 | 0.2350 | クナ                  | 61   |        | 2021.3.1<br>6年<br>(2027.3.31) | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br><経営管理実施権が設定されない場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。 |  |                       |    |
| 2                                    | 富士市中之郷 | 4484-27      | 134 | は                     | 27 | 山林 | 0.1345 | クナ                  | 56   |        |                               |  |   |   |  |                       |    |
| 3                                    | 富士市中之郷 | 4482-141-017 | 134 | は                     | 60 | 山林 | 0.2400 | クナ                  | 55   | 林小班の一部 |                               |  |   |   |  |                       |    |
| 4                                    | 富士市中之郷 | 4482-141-018 | 134 | は                     | 69 | 山林 | 0.0600 | クナ                  | 53   | 林小班の一部 |                               |  |   |   |  |                       |    |
| 5                                    | 富士市中之郷 | 4482-141-019 | 134 | は                     | 58 | 山林 | 0.0500 | クナ                  | 41   |        |                               |  |   |   |  |                       |    |
| 6                                    | 富士市中之郷 | 4482-141-020 | 134 | は                     | 63 | 山林 | 0.1200 | クナ                  | 53   | 林小班の一部 |                               |  |   |   |  |                       |    |
| ①<br>市村山林管理<br>土地借地契<br>借地面積は、A=4700 |        |              |     |                       |    |    |        |                     |      |        |                               |  |   |   |  |                       |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |              |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|--------------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番           | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4484-26      | 134 | は   | 28 | 山林 | 0.2350  | ヒノキ    | 61   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4484-27      | 134 | は   | 27 | 山林 | 0.1345  | ヒノキ    | 56   |                          |         |        |       |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-141-017 | 134 | は   | 60 | 山林 | 0.2400  | スギ・ヒノキ | 55   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |
| 4  | 富士市中之郷 | 4482-141-018 | 134 | は   | 69 | 山林 | 0.0600  | スギ・ヒノキ | 53   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |
| 5  | 富士市中之郷 | 4482-141-019 | 134 | は   | 58 | 山林 | 0.0500  | スギ・ヒノキ | 41   |                          |         |        |       |    |
| 6  | 富士市中之郷 | 4482-141-020 | 134 | は   | 63 | 山林 | 0.1200  | スギ・ヒノキ | 53   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |              |     |     |    |    |         |        |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-47  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |        |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|--------|--------------|-------------------------------|--|--|---|----|--|--|--|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |        |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |        |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考     | 経営管理権<br>の初期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4256                  | 134 ぼ 85            | 山林                         | 0.0568     | 24 杉     | 70       | 林小班の一部 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |  |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4483-24               | 134 ろ 62            | 山林                         | 0.3335     | 杉        | 67       |        |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4484-7                |                     | 山林                         | 0.0247     |          |          |        |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4484-31               | 134 は 31            | 山林                         | 0.1824     | 杉        | 63       |        |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |         |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考     |
|---|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|--------|-------|-----|--------|
| 番号  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |        |
| 1   | 富士市中之郷 | 4256    | 134 | ほ   | 85 | 山林 | 0.0568  | スギ・ヒノキ | 70   |                          |        |       |     | 林小班の一部 |
| 2   | 富士市中之郷 | 4483-24 | 134 | ろ   | 62 | 山林 | 0.3335  | ヒノキ    | 67   |                          |        |       |     |        |
| 3   | 富士市中之郷 | 4484-7  |     |     |    | 山林 | 0.0247  |        |      |                          |        |       |     |        |
| 4   | 富士市中之郷 | 4484-31 | 134 | は   | 31 | 山林 | 0.1824  | ヒノキ    | 63   |                          |        |       |     |        |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は<br/>所在地      名称      </p> |        |         |     |     |    |    |         |        |      |                          |        |       |     |        |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-48  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |                              |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|------------------------------|----|--------------|-------------------------------|--|--|---|----|--|--|--|--|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |                              |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |                              |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢                     | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除したなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4472                  | 134                 | ほ 95                       | 山林         | 0.3352   | 在甲樹<br>1,1/1<br>在乙樹<br>1,1/1 | 59 |              | 2021.3.1<br>6年<br>(2027.3.31) | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、活断層における伐採等は埋まるなど生物多様性に配慮する。<br><br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、活断層における伐採等は埋まるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の各種管理費を控除した収益額を主として算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額は、実際に木材を販売し得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した認定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した認定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業が実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の商用を受けるのに必要な森林経営計画を事前に策定できるように経営管理実施権者に協力を要する。<br><br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。 |    |  |  |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4472                  | 134                 | ほ 47                       | 山林         | 0.3352   |                              |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4473-2                |                     |                            | 山林         | 0.0247   |                              |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4476                  |                     |                            | 山林         | 0.0469   |                              |    |              |                               |  |  |   |    |  |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |        |     |     |    |    |         |                |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |            |            |            | 備考         |
|---|--------|--------|-----|-----|----|----|---------|----------------|------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 番号  | 所在     | 地番     | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種           | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地    | 氏名又は名称     | 権原の種類      |            |
| 1   | 富士市中之郷 | 4472   | 134 | ほ   | 95 | 山林 | 0.3352  | 広葉樹 ス<br>針葉樹 ス | 59   |                          | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] |
| 2   | 富士市中之郷 | 4472   | 134 | ほ   | 47 | 山林 | 0.3352  | 広葉樹 ス<br>針葉樹 ス | 83   |                          |            |            |            |            |
| 3   | 富士市中之郷 | 4473-2 |     |     |    | 山林 | 0.0247  |                |      |                          |            |            |            |            |
| 4   | 富士市中之郷 | 4476   |     |     |    | 山林 | 0.0469  |                |      |                          |            |            |            |            |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 [Redacted]</p> |        |        |     |     |    |    |         |                |      |                          |            |            |            |            |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とする。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載すること。林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載すること。森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                |        | F2-49   |     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |    |    |        | (名称)              |      |    |          | (所在地)             |   |  |  |                       |    |
|---------------------|--------|---------|-----|-----------------------|----|----|--------|-------------------|------|----|----------|-------------------|---|--|--|-----------------------|----|
|                     |        |         |     | 富士市長 小長井 義正           |    |    |        | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |      |    |          |                   |   |  |  |                       |    |
|                     |        |         |     | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |    |    |        |                   |      |    |          |                   |   |  |  |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |         |     |                       |    |    |        |                   |      |    |          | 経営管理権の初期          | 経営管理権の存続期間(終期)(B)   | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 番号                  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班                   | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種              | 現況林齢 | 備考 |          |                   |   |  |  |                       |    |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4478    | 134 | ほ                     | 49 | 山林 | 0.0773 | 広葉樹               | 63   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |                       |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4483-25 | 134 | ろ                     | 66 | 山林 | 0.0628 | 針葉                | 59   |    |          |                   |   |  |  |                       |    |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4483-27 | 134 | ろ                     | 64 | 山林 | 0.123  | 針葉                | 59   |    |          |                   |   |  |  |                       |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|----------------------|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号                   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4478    | 134 | ほ   | 49 | 山林 | 0.0773  | 広葉樹  | 63   |                          |         |        |       |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4483-25 | 134 | ろ   | 66 | 山林 | 0.0628  | ヒノキ  | 59   |                          |         |        |       |    |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4483-27 | 134 | ろ   | 64 | 山林 | 0.1213  | ヒノキ  | 59   |                          |         |        |       |    |

|  |
|--|
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は<br/>所在地      名称</p> |
|--|

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-50  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-21               | 134                 | ほ 34                       | 山林         | 0.2320   | 広葉樹      | 66 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p> |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-22               |                     |                            | 山林         | 0.0297   |          |    |              |                               |  |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-21 | 134 | ほ   | 34 | 山林 | 0.2320  | 広葉樹  | 66   |                          |         |        |       |    |     |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-22 |     |     |    | 山林 | 0.0297  |      |      |                          |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-53      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|---|---|--|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>林班<br>小班      | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除したなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支<br>払うべき時期、相手方及<br>び方法  | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-18               | 134<br>は            | 2<br>山林                    | 0.2495     | サ<br>シ   | 60       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、採択林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、採択林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、連年が完了する。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |            |         |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B) |         |        |       | 備考 |
|--|------------|---------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在         | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市<br>中之郷 | 4484-18 | 134 | は   | 2  | 山林 | 0.2495  | スギ、ヒノキ | 60   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |            |         |     |     |    |    |         |        |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | R2-55      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |
|---------------------|------------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|---|---|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |
| 番号                  | 所在         | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除したなお取益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考  |  |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-38                                     | 134                 | は 32                       | 山林         | 0.0201   | 杉        | 60 | 林小班<br>の一部   | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、混雑林における伐採等口控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、混雑林における伐採等口控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を10%と算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額は、日、実際に木材を販売し、得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払い(行わない) |  |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-39                                     |                     |                            | 山林         | 0.0545   |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外 (権原者 (E)) |        |       |     | 備考 |
|----------------------|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|----------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号                   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                    | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意日 |    |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4484-38 | 134 | は   | 32 | 山林 | 0.0201  | ヒノ   | 60   |                            |        |       |     |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4484-39 |     |     |    | 山林 | 0.0545  |      |      |                            |        |       |     |    |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## I 個別事項

| 整理番号                | F2-57     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 |     |      |    |        | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |      |    |          |                   |  |  |   |    |  |
|---------------------|-----------|-----------------------|---------------------|-----|------|----|--------|----------------------------|------|----|----------|-------------------|--|--|---|----|--|
|                     |           | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |     |      |    |        |                            |      |    |          |                   |  |  |   |    |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |           |                       |                     |     |      |    |        |                            |      |    |          |                   |  |  |   |    |  |
| 番号                  | 所在        | 地番                    | 林班                  | 準林班 | 小班   | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種                       | 現況林齢 | 備考 | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法   | 備考 |  |
| 1                   | 富士市<br>岩部 | 1878                  | 132                 | と   | 34-1 | 山林 | 0.1474 | ヒノ                         | 61   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> <li>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> <li>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> <li>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> </ol> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに算定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> <li>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ol> | <p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> <li>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ol> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> |    |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |           |      |     |     |      |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|--|-----------|------|-----|-----|------|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号   | 所在        | 地番   | 林班  | 準林班 | 小班   | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1  | 富士市<br>岩瀬 | 1878 | 132 | と   | 34-1 | 山林 | 0.1474  | 杉    | 61   |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は<br/>           所在地      名称      </p> |           |      |     |     |      |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-58  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |   |   |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|---|---|---|----|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-14               | 134 保 46            | 山林                         | 0.1543     | ナラ       | 72       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | ・経営管理実施権が設定される場合<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-23               | 134 保 37            | 山林                         | 0.1633     | ナラ       | 73       |    |              |                               |   |   |   |    |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4484-36               | 134 保 34            | 山林                         | 0.1418     | ナラ       | 63       |    |              |                               |   |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）  |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E） |        |       |     | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|-------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-14 | 134 | ほ   | 46 | 山林 | 0.1543  | ヒノキ  | 72   |                         |        |       |     |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-23 | 134 | ほ   | 37 | 山林 | 0.1633  | ヒノキ  | 73   |                         |        |       |     |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4484-36 | 134 | ほ   | 34 | 山林 | 0.1418  | ヒノキ  | 63   |                         |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 (同上)</p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                         |        |       |     |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の間に記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-59  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
|---------------------|--------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|---------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|---|--|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |   |                     |                            |            |          |          |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考      | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考   |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-33                                     | 134                 | は                          | 46         | 山林       | 0.2552   | ヒノキ     | 46           | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | <p>経営管理実施権が設定される場合)</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合)</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合)</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合)</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合)</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合)</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いが行われない。</p> |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4468  | 134                 | ほ                          | 45         | 山林       | 0.0148   | 広葉樹、ヒノキ | 73           |                               |                                  |  |   |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4469  | 134                 | ほ                          | 39         | 山林       | 0.0357   | 広葉樹、ヒノキ | 73           |                               |                                  |  |   |  |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4470  |                     |                            |            | 山林       | 0.0201   |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
| 5                   | 富士市中之郷 | 4482-15                                     |                     |                            |            | 山林       | 0.0168   |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
| 6                   | 富士市中之郷 | 4482-16                                     |                     |                            |            | 山林       | 0.0056   |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
| 7                   | 富士市中之郷 | 4448-1                                      | 134                 | ほ                          | 41         | 山林       | 0.0069   | スギ、ヒノキ  | 56           |                               |                                  |  |   |  |  |
| 8                   | 富士市中之郷 | 4448-2                                      | 134                 | ろ                          | 47         | 畑        | 0.0267   | スギ、ヒノキ  | 50           |                               |                                  |  |   |  |  |
| 9                   | 富士市中之郷 | 4449-1                                      | 134                 | ろ                          | 49         | 山林       | 0.0010   | スギ、ヒノキ  | 56           |                               |                                  |  |   |  |  |
| 10                  | 富士市中之郷 | 4449-2                                      |                     |                            |            | 畑        | 0.0142   |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
| 11                  | 富士市中之郷 | 4482-7                                      |                     |                            |            | 山林       | 0.1705   |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
| 12                  | 富士市中之郷 | 4482-8                                      |                     |                            |            | 山林       | 0.0082   |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
| 13                  | 富士市中之郷 | 4483-29                                     |                     |                            |            | 山林       | 0.2575   |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
| 14                  | 富士市中之郷 | 4483-31                                     |                     |                            |            | 山林       | 0.0085   |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |
| 15                  | 富士市中之郷 | 4484-1                                      |                     |                            |            | 山林       | 0.0463   |         |              |                               |                                  |  |   |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |         |     |     |    |    |         |                |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|---|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|----------------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種           | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4482-33 | 134 | ほ   | 46 | 山林 | 0.2552  | シ/ナ            | 46   |                          |        |       |     |    |
| 2   | 富士市中之郷 | 4468    | 134 | ほ   | 45 | 山林 | 0.0148  | 広葉樹, 2<br>シ, ナ | 73   |                          |        |       |     |    |
| 3   | 富士市中之郷 | 4469    | 134 | ほ   | 39 | 山林 | 0.0357  | 広葉樹, 2<br>シ, ナ | 73   |                          |        |       |     |    |
| 4   | 富士市中之郷 | 4470    |     |     |    | 山林 | 0.0201  |                |      |                          |        |       |     |    |
| 5   | 富士市中之郷 | 4482-15 |     |     |    | 山林 | 0.0168  |                |      |                          |        |       |     |    |
| 6   | 富士市中之郷 | 4482-16 |     |     |    | 山林 | 0.0056  |                |      |                          |        |       |     |    |
| 7   | 富士市中之郷 | 4448-1  | 134 | ほ   | 41 | 山林 | 0.0069  | ナ, シ/ナ         | 56   |                          |        |       |     |    |
| 8   | 富士市中之郷 | 4448-2  | 134 | ろ   | 47 | 畑  | 0.0267  | ナ, シ/ナ         | 50   |                          |        |       |     |    |
| 9   | 富士市中之郷 | 4449-1  | 134 | ろ   | 49 | 山林 | 0.0010  | ナ, シ/ナ         | 56   |                          |        |       |     |    |
| 10  | 富士市中之郷 | 4449-2  |     |     |    | 畑  | 0.0142  |                |      |                          |        |       |     |    |
| 11  | 富士市中之郷 | 4482-7  |     |     |    | 山林 | 0.1705  |                |      |                          |        |       |     |    |
| 12  | 富士市中之郷 | 4482-8  |     |     |    | 山林 | 0.0082  |                |      |                          |        |       |     |    |
| 13  | 富士市中之郷 | 4483-29 |     |     |    | 山林 | 0.2575  |                |      |                          |        |       |     |    |
| 14  | 富士市中之郷 | 4483-31 |     |     |    | 山林 | 0.0085  |                |      |                          |        |       |     |    |
| 15  | 富士市中之郷 | 4484-1  |     |     |    | 山林 | 0.0463  |                |      |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |                |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく筆実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-60      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富七市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                                   |   |   |   |    |
|---------------------|------------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-----------------------------------|---|---|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                                   |   |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の初期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B)     | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4258  | 134                 | ほ 82                       | 山林         | 0.1834   | ナ        | 63 |              | 2021.3.1<br><br>6年<br>(2027.3.31) | <経営管理実施権が設定される場合><br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-37                                     |                     | 山林                         | 0.0409     |          |          |    |              |                                   |   |   |   |    |
| 3                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-141-025                                | 134                 | ほ 75                       | 山林         | 0.1949   | ナ        | 56 |              |                                   |   |   |   |    |
| 4                   |            |   | 134                 | ほ 76                       |            |          | ナ        | 34 |              |                                   |   |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |              |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|----------------------|--------|--------------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号                   | 所在     | 地番           | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4258         | 134 | ほ   | 82 | 山林 | 0.1834  | シナ     | 63   |                          |        |       |     |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4296-37      |     |     |    | 山林 | 0.0409  |        |      |                          |        |       |     |    |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4482-141-025 | 134 | は   | 75 | 山林 | 0.1949  | スギ・ヒノキ | 56   |                          |        |       |     |    |
| 4                    |        |              | 134 | は   | 76 |    |         | スギ・ヒノキ | 34   |                          |        |       |     |    |

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-61  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |
|---------------------|--------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|---|---|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4300-1                                      | 134                 | ほ                          | 63         | 山林       | 0.0341   | ほ  | 63           | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-128                                    |                     |                            |            | 山林       | 0.0080   |    |              |                               |                                  |  |   |   |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |       |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|-------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種  | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4300-1   | 134 | ほ   | 63 | 山林 | 0.0341  | ササ.ヒノ | 63   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-128 |     |     |    | 山林 | 0.0080  |       |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |       |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-62      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                                   |   |   |   |    |  |  |  |  |
|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-----------------------------------|---|---|---|----|--|--|--|--|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                                   |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                                   |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B)     | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |  |  |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4462                  | 134                 | ほ 44                       | 山林         | 0.0452   | ス*、L/F   | 56 |              | 2021.3.1<br><br>6年<br>(2027.3.31) | <経営管理実施権が設定される場合><br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |  |  |  |  |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4464                  |                     |                            | 山林         | 0.0185   |          |    |              |                                   |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 3                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-1                |                     |                            | 山林         | 0.1914   |          |    |              |                                   |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 4                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-9                |                     |                            | 山林         | 0.0195   |          |    |              |                                   |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 5                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-12               | 134                 | ほ 40                       | 山林         | 0.1705   | ス*、L/F   | 56 |              |                                   |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 6                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-32               | 134                 | ほ 39                       | 山林         | 0.0317   | ス*、L/F   | 56 |              |                                   |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 7                   | 富士市<br>中之郷 | 4484-24               | 134                 | ほ 25                       | 山林         | 0.1335   | ス*、L/F   | 56 |              |                                   |   |   |   |    |  |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |         |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B) |         |        |       | 備考 |     |
|----------------------|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号                   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4462    | 134 | ほ   | 44 | 山林 | 0.0452  | スギ・ヒノキ | 56   |                          |         |        |       |    |     |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4464    |     |     |    | 山林 | 0.0185  |        |      |                          |         |        |       |    |     |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4482-1  |     |     |    | 山林 | 0.1914  |        |      |                          |         |        |       |    |     |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4482-9  |     |     |    | 山林 | 0.0195  |        |      |                          |         |        |       |    |     |
| 5                    | 富士市中之郷 | 4482-12 | 134 | ほ   | 40 | 山林 | 0.1705  | スギ・ヒノキ | 56   |                          |         |        |       |    |     |
| 6                    | 富士市中之郷 | 4482-32 | 134 | は   | 39 | 山林 | 0.0317  | スギ・ヒノキ | 56   |                          |         |        |       |    |     |
| 7                    | 富士市中之郷 | 4484-24 | 134 | は   | 25 | 山林 | 0.1335  | スギ・ヒノキ | 56   |                          |         |        |       |    |     |

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 [REDACTED] 氏名又は名称 [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | 理号     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)            | (所在地)             |            |          |          |    |              |                               |                                  |   |  |   |  |
|---------------------|--------|-----------------------|-----------------|-------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|---|--|---|--|
|                     | F2-63  | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正     | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |                                  |   |  |   |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                 |                   |            |          |          |    |              |                               |                                  |   |  |   |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>造林班<br>小班 | 地目                | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-26               | 134             | は                 | 19         | 山林       | 0.1236   | ナナ | 56           | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | ・経営管理実施権が設定される場合<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |              |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|----------------------|--------|--------------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号                   | 所在     | 地番           | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4482-26      | 134 | は   | 19 | 山林 | 0.1236  | トナ   | 56   |                          |         |        |       |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4482-27      |     |     |    | 山林 | 0.0195  |      |      |                          |         |        |       |    |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4484-21      |     |     |    | 山林 | 0.0320  |      |      |                          |         |        |       |    |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4482-141-026 | 134 | は   | 57 | 山林 | 0.0800  | トナ   | 57   |                          |         |        |       |    |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整 理 番 号             | F2-64  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |                |          |    |              |                               |  |  |  |    |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|--|--|----|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |                |          |    |              |                               |  |  |  |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |                |          |    |              |                               |  |  |  |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種       | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-63               | 134 へ 59            | 山林                         | 0.0869     | 広葉樹類<br>S, L21 | 67       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いが行われない。</p> |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-75               | 134 ほ 53            | 山林                         | 0.0727     | 広葉樹類<br>S, L21 | 69       |    |              |                               |  |  |  |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |         |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|---|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1   | 富士市中之郷 | 4296-63 | 134 | へ   | 59 | 山林 | 0.0869  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 67   |                          |         |        |       |    |     |
| 2   | 富士市中之郷 | 4482-75 | 134 | ほ   | 53 | 山林 | 0.0727  | スギ、ヒノキ     | 69   |                          |         |        |       |    |     |
|   |        |         |     |     |    |    |         |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> |        |         |     |     |    |    |         |            |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

| 1 個別事項              |        |                       |     |     |    |    |        |      |      |        |  | (所在地)             |                   |   |  |                       |    |
|---------------------|--------|-----------------------|-----|-----|----|----|--------|------|------|--------|--|-------------------|-------------------|---|--|-----------------------|----|
| 整理番号                | F2-65  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |     |     |    |    |        |      |      |        |  | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |                   |   |  |                       |    |
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |     |     |    |    |        |      |      |        |  | 富士市長 小長井 義正       |                   |   |  |                       |    |
|                     |        |                       |     |     |    |    |        |      |      |        |  | (住所又は所在地)         |                   |   |  |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |     |     |    |    |        |      |      |        |  | 経営管理権の始期          | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考     |  |                   |                   |   |  |                       |    |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4467                  | 134 | ほ   | 40 | 山林 | 0.0469 | ナラ   | 65   | 林小班の一部 | <p>経営管理権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | 2021.3.1          | 6年<br>(2027.3.31) | <p>経営管理権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法</p> <p>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |                       |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4484-17               | 134 | ほ   | 3  | 山林 | 0.2161 | ナラ   | 57   |        |  |                   |                   |   |  |                       |    |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4421-2                | 134 | ろ   | 72 | 山林 | 0.0138 | ナラ   | 66   |        |  |                   |                   |   |  |                       |    |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4483-13               |     |     |    | 山林 | 0.038  |      |      |        |  |                   |                   |   |  |                       |    |
| 5                   | 富士市中之郷 | 4427                  |     |     |    | 山林 | 0.0224 |      |      |        |  |                   |                   |   |  |                       |    |
| 6                   | 富士市中之郷 | 4428                  |     |     |    | 山林 | 0.0499 |      |      |        |  |                   |                   |   |  |                       |    |
| 7                   | 富士市中之郷 | 4446                  | 134 | ろ   | 52 | 山林 | 0.0856 | ヒノキ  | 66   |        |  |                   |                   |   |  |                       |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |         |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|----------------------|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号                   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4467    | 134 | ほ   | 40 | 山林 | 0.0469  | ヒノキ        | 65   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |     |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4484-17 | 134 | は   | 3  | 山林 | 0.2161  | ヒノキ        | 57   |                          |         |        |       |    |     |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4421-2  | 134 | ろ   | 72 | 山林 | 0.0138  | ヒノキ        | 66   |                          |         |        |       |    |     |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4483-13 |     |     |    | 山林 | 0.038   |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 5                    | 富士市中之郷 | 4427    |     |     |    | 山林 | 0.0224  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 6                    | 富士市中之郷 | 4428    |     |     |    | 山林 | 0.0499  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 7                    | 富士市中之郷 | 4446    | 134 | ろ   | 52 | 山林 | 0.0856  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 66   |                          |         |        |       |    |     |

|  |
|--|
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は      </p> <p>所在地</p> |
|--|

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-66  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |     | (名称)                    |    | (所在地)                          |        |          |                   |                          |  |                       |   |   |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|-----|-------------------------|----|--------------------------------|--------|----------|-------------------|--------------------------|--|-----------------------|---|---|---|----|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |     | 富士市長 小長井 義正<br>(氏名又は名称) |    | 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>(住所又は所在地) |        |          |                   |                          |  |                       |   |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |     |                         |    |                                |        | 経営管理権の初期 | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考  |   |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班  | 造林班                     | 小班 | 地目                             | 面積(ha) |          |                   |                          |  |                       |   | 現況樹種  | 現況林齢  | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-16               | 134 | ほ                       | 68 | 山林                             | 0.0480 | ナラ       | 59                | 林小班の一部                   | 2021.3.1   | 6年<br>(2027.3.31)     | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4296-131              |     |                         |    | 山林                             | 0.0034 |          |                   |                          |  |                       |   |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |          |     |     |    |    |         |       |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|----------------------|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|-------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号                   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種  | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4296-16  | 134 | ほ   | 68 | 山林 | 0.0480  | ササ.トナ | 59   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |     |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4296-131 |     |     |    | 山林 | 0.0034  |       |      |                          |         |        |       |    |     |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)                      (同上)                      氏名又は名称                      

(同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                |        | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |     | (名称)        |      | (所在地)             |        |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
|---------------------|--------|-----------------------|-----|-------------|------|-------------------|--------|------------|----|------------------|----------------|--------------------------|--|--|---|--|
| F2-68               |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |     | 富士市長 小長井 義正 |      | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |        |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |     |             |      |                   |        |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班  | 小班          | 地目   | 面積(ha)            | 現況樹種   | 現況林齢       | 備考 | 経営管理権の始期         | 経営管理権の存続期間(終期) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  | 備考  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-74               | 134 | へ           | 57   | 山林                | 0.0364 | 27+        | 58 |                  | 2021.3.1       | 6年<br>(2027.3.31)        | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4296-75               |     |             | 山林   | 0.0113            |        |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4296-79               |     |             | 山林   | 0.0337            |        |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4471                  | 134 | ほ           | 48   | 山林                | 0.1295 | 27+        | 60 |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 5                   | 富士市中之郷 | 4482-104              | 134 | ほ           | 18   | 山林                | 0.0400 | 24+        | 64 |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 6                   | 富士市中之郷 | 4482-106              |     |             |      | 山林                | 0.0661 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 7                   | 富士市中之郷 | 4482-107              |     |             |      | 山林                | 0.0720 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 8                   | 富士市中之郷 | 4482-108              |     |             |      | 山林                | 0.0776 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 9                   | 富士市岩淵  | 1853                  | 132 | と           | 31   | 山林                | 0.0985 | 24+<br>27+ | 61 | 林小班の一部<br>林小班の一部 |                |                          |  |  |   |  |
| 10                  | 富士市岩淵  | 1854-1                | 132 | と           | 34   | 山林                | 0.0366 | 24+        | 65 |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 11                  | 富士市岩淵  | 1855                  | 132 | と           | 32-1 | 山林                | 0.1223 | 24+        | 65 |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 12                  | 富士市岩淵  | 1855                  | 132 | と           | 32   | 山林                | 0.1223 | 24+        | 65 |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 13                  | 富士市岩淵  | 1856                  |     |             |      | 山林                | 0.0952 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 14                  | 富士市岩淵  | 1860                  |     |             |      | 山林                | 0.1276 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 15                  | 富士市岩淵  | 1863                  |     |             |      | 山林                | 0.0945 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 16                  | 富士市岩淵  | 1864                  |     |             |      | 山林                | 0.1411 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 17                  | 富士市岩淵  | 1865                  |     |             |      | 山林                | 0.1034 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 18                  | 富士市岩淵  | 1866                  |     |             |      | 山林                | 0.1200 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 19                  | 富士市岩淵  | 1867                  |     |             |      | 山林                | 0.1074 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 20                  | 富士市岩淵  | 1870                  |     |             |      | 山林                | 0.0912 |            |    |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 21                  | 富士市岩淵  | 1857-1-003            | 132 | と           | 24   | 山林                | 0.2113 | 24+        | 53 |                  |                |                          |  |  |   |  |
| 22                  | 富士市岩淵  | 1857-3                | 132 | と           | 27   | 山林                | 0.2259 | 24+        | 60 | 林小班の一部           |                |                          |  |  |   |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |            |     |     |      |    |         |             |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       |     |    |
|----------------------|--------|------------|-----|-----|------|----|---------|-------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|-----|----|
| 番号                   | 所在     | 地番         | 林班  | 準林班 | 小班   | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種        | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4296-74    | 134 | へ   | 57   | 山林 | 0.0364  | ヒノキ         | 58   |                          |         |        |       |     |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4296-75    |     |     |      | 山林 | 0.0113  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4296-79    |     |     |      | 山林 | 0.0337  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4471       | 134 | ほ   | 48   | 山林 | 0.1295  | ヒノキ         | 60   |                          |         |        |       |     |    |
| 5                    | 富士市中之郷 | 4482-104   | 134 | ほ   | 18   | 山林 | 0.0400  | ヒノキ         | 64   |                          |         |        |       |     |    |
| 6                    | 富士市中之郷 | 4482-106   |     |     |      | 山林 | 0.0661  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 7                    | 富士市中之郷 | 4482-107   |     |     |      | 山林 | 0.0720  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 8                    | 富士市中之郷 | 4482-108   |     |     |      | 山林 | 0.0776  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 9                    | 富士市岩間  | 1853       | 132 | と   | 31   | 山林 | 0.0985  | ヒノキ、ヒノキ、ヒノキ | 61   | 林小班の一部                   |         |        |       |     |    |
| 10                   | 富士市岩間  | 1854-1     | 132 | と   | 34   | 山林 | 0.0366  | ヒノキ         | 65   | 林小班の一部                   |         |        |       |     |    |
| 11                   | 富士市岩間  | 1855       | 132 | と   | 32-1 | 山林 | 0.1223  | ヒノキ         | 65   |                          |         |        |       |     |    |
| 12                   | 富士市岩間  | 1855       | 132 | と   | 32   | 山林 | 0.1223  | ヒノキ         | 65   |                          |         |        |       |     |    |
| 13                   | 富士市岩間  | 1856       |     |     |      | 山林 | 0.0952  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 14                   | 富士市岩間  | 1860       |     |     |      | 山林 | 0.1276  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 15                   | 富士市岩間  | 1863       |     |     |      | 山林 | 0.0945  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 16                   | 富士市岩間  | 1864       |     |     |      | 山林 | 0.1411  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 17                   | 富士市岩間  | 1865       |     |     |      | 山林 | 0.1034  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 18                   | 富士市岩間  | 1866       |     |     |      | 山林 | 0.1200  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 19                   | 富士市岩間  | 1867       |     |     |      | 山林 | 0.1074  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 20                   | 富士市岩間  | 1870       |     |     |      | 山林 | 0.0912  |             |      |                          |         |        |       |     |    |
| 21                   | 富士市岩間  | 1857-1-003 | 132 | と   | 24   | 山林 | 0.2113  | ヒノキ         | 53   |                          |         |        |       |     |    |
| 22                   | 富士市岩間  | 1857-3     | 132 | と   | 27   | 山林 | 0.2259  | ヒノキ         | 60   | 林小班の一部                   |         |        |       |     |    |

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 氏名又は名称

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、加筆すること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

(注) 高圧線下は除く

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-69      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富上市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |               |          |    |              |                               |   |   |   |    |
|---------------------|------------|---|---------------------|----------------------------|------------|---------------|----------|----|--------------|-------------------------------|---|---|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |   |                     |                            |            |               |          |    |              |                               |   |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種      | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-69                                     | 134<br>ほ            | 49<br>山林                   | 0.1990     | 広葉樹<br>ス<br>ト | 63       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあつては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-69 | 134 | ほ   | 49 | 山林 | 0.1990  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 63   |                          |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は                      (同上)                      氏名又は                       名称</p> |        |         |     |     |    |    |         |            |      |                          |         |        |       |    |     |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-72     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |   |  |    |
|---------------------|-----------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|--|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |           |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |  |    |
| 番号                  | 所在        | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>地番 | 1868  | 132と                | 29 山林                      | 0.0773     | イハ       | 56       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ol> | <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時期、相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</li> </ul> </li> </ul> |    |
| 2                   | 富士市<br>地番 | 1857-1-002                                  | 132と                | 29 山林                      | 0.8000     | イハ       | 56       |    |              |                               |  |   |  |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |           |            |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|-----------|------------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在        | 地番         | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市<br>森野 | 1868       | 132 | と   | 29 | 山林 | 0.0773  | E/F  | 56   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市<br>森野 | 1857-1-002 | 132 | と   | 29 | 山林 | 0.8000  | E/F  | 56   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は                      (同上)                      氏名又は                                            所在地                      名称</p> |           |            |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること、また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-74  | (名称)<br>経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |                          |  |                       |        |     |    |  |          |                   |  |   |   |  |
|---------------------|--------|---|----------------------------|--------------------------|--|-----------------------|--------|-----|----|--|----------|-------------------|--|---|---|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        | 経営管理権の初期                                  | 経営管理権の存続期間(終期)(B)          | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考     |     |    |  |          |                   |  |   |   |  |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>小班                   | 地目                       | 面積(ha)   | 現況樹種                  | 現況林齢   | 備考  |    |  |          |                   |  |   |   |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4483-20                                   | 134                        | ろ                        | 51   | 山林                    | 0.1920 | 1/1 | 53 |  | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul> | <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul> |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4484-3                                    |                            |                          | 山林   | 0.0710                |        |     |    |  |          |                   |  |   |   |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E） |         |        |       | 備考 |
|---|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|-------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                      | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4483-20 | 134 | ろ   | 51 | 山林 | 0.1920  | ヒノキ  | 53   |                         |         |        |       |    |
| 2   | 富士市中之郷 | 4484-3  |     |     |    | 山林 | 0.0710  |      |      |                         |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 （同上） 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 （同上） 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                         |         |        |       |    |

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

| 1 個別事項              |        |                       |     |     |    |    |        |      |      |    |                               | (所在地)   |   |   |  |                       |    |
|---------------------|--------|-----------------------|-----|-----|----|----|--------|------|------|----|-------------------------------|---|---|---|--|-----------------------|----|
| 整理番号                | F2-75  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |     |     |    |    |        |      |      |    |                               | 静岡県富士市永田町1丁目100番地   |   |   |  |                       |    |
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |     |     |    |    |        |      |      |    |                               | (住所又は所在地)   |   |   |  |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |     |     |    |    |        |      |      |    |                               | 経営管理権の初期  | 経営管理権の存続期間(終期)(B)   | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班  | 率林班 | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考 |                               |   |   |   |  |                       |    |
| 1                   | 富士市 磐前 | 1751-1                | 132 | と   | 41 | 山林 | 0.0621 | シ    | 56   |    | 2021.3.1<br>6年<br>(2027.3.31) | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br><経営管理実施権が設定されない場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |  |                       |    |
| 2                   | 富士市 磐前 | 1751-2                | 132 | と   | 36 | 田  | 0.0409 | シ    | 57   |    |                               |   |   |   |  |                       |    |
| 3                   | 富士市 磐前 | 1751-3                | 132 | と   | 37 | 田  | 0.1054 | 広葉樹  | 58   |    |                               |   |   |   |  |                       |    |
| 4                   | 富士市 磐前 | 1751-4                | 132 | と   | 43 | 畑  | 0.0442 | シ    | 65   |    |                               |   |   |   |  |                       |    |
| 5                   | 富士市 磐前 | 1882-1                | 132 | と   | 39 | 山林 | 0.3750 | シ    | 43   |    |                               |   |   |   |  |                       |    |
| 6                   | 富士市 磐前 | 1884-1                | 132 | と   | 38 | 山林 | 0.2928 | シ    | 40   |    |                               |   |   |   |  |                       |    |
| 7                   | 富士市 磐前 | 1884-2                |     |     |    | 畑  | 0.0631 |      |      |    |                               |   |   |   |  |                       |    |
| 8                   | 富士市 磐前 | 1886                  |     |     |    | 山林 | 0.0654 |      |      |    |                               |   |   |   |  |                       |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |           |        |     |     |    |    |         |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |    |         |        | 備考 |       |
|---|-----------|--------|-----|-----|----|----|---------|------|--------------------------|----|---------|--------|----|-------|
| 番号  | 所在        | 地番     | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢                     | 備考 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 |    | 権原の種類 |
| 1   | 富士市<br>森源 | 1751-1 | 132 | と   | 41 | 山林 | 0.0621  | ス*   | 56                       |    |         |        |    |       |
| 2   | 富士市<br>森源 | 1751-2 | 132 | と   | 36 | 田  | 0.0409  | ヒ*   | 57                       |    |         |        |    |       |
| 3   | 富士市<br>森源 | 1751-3 | 132 | と   | 37 | 田  | 0.1054  | 広葉樹  | 58                       |    |         |        |    |       |
| 4   | 富士市<br>森源 | 1751-4 | 132 | と   | 43 | 畑  | 0.0442  | ス*   | 65                       |    |         |        |    |       |
| 5   | 富士市<br>森源 | 1882-1 | 132 | と   | 39 | 山林 | 0.3750  | ヒ*   | 43                       |    |         |        |    |       |
| 6   | 富士市<br>森源 | 1884-1 | 132 | と   | 38 | 山林 | 0.2928  | ヒ*   | 40                       |    |         |        |    |       |
| 7   | 富士市<br>森源 | 1884-2 |     |     |    | 畑  | 0.0631  |      |                          |    |         |        |    |       |
| 8   | 富士市<br>森源 | 1886   |     |     |    | 山林 | 0.0654  |      |                          |    |         |        |    |       |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は            名称</p> |           |        |     |     |    |    |         |      |                          |    |         |        |    |       |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者のが記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号               | E2-76      | 経営管理権の設置する市町村(林分名)   | (名称)        | (所在地)             |    |    |            |          |          |    |              |                        |   |  |  |    |
|--------------------|------------|--|-------------|-------------------|----|----|------------|----------|----------|----|--------------|------------------------|---|--|--|----|
|                    |            | 経営管理権を設置する市町村(林分名)<br>経営管理権を設置する市町村(林分名)<br>経営管理権を設置する市町村(林分名) | 富士市長 小長井 義正 | 静岡県富士市水田町1丁目100番地 |    |    |            |          |          |    |              |                        |   |  |  |    |
| 乙が経営管理権を設置する市町村(A) |            |  |             |                   |    |    |            |          |          |    |              |                        |   |  |  |    |
| 番号                 | 所在         | 地番   | 林種          | 林齢                | 小間 | 地目 | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権に基 <sup>(1)</sup> に行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除した後の利益がある場合において甲に支<br>払われるSAM主債(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支<br>払うための時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                  | 富士市<br>水田町 | 4482-63  | 134         | 14                | 5  | 山林 | 0.4234     | 雑木       | 63       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)      | 経営管理権権者が設置する<br>場合<br>1. 森林経営<br>権者が設置する経営管理<br>権者の森林経営委員会、利<br>得世代等の木材生産業務及<br>び木材販売業務を実施する<br>2. 森林管理<br>権者が設置する経営管理<br>権者の森林管理委員会、水<br>土、防災衛生、気象災害等の<br>対策を確立する等、年1回<br>以上、林道等の開設及び<br>維持管理に係る森林関係<br>事業を実施する<br>3. 森林施業<br>権者が設置する経営管理<br>権者が提出する企画提案書に<br>基づき、森林施業を実施す<br>る等、当該森林に必要<br>な伐採等に関する伐採等<br>計画を策定する等、生物多<br>様性配慮事項<br><br>経営管理権権者が設置する<br>場合<br>1. 林分、存続期間中、間伐を<br>実施する等、当該林分の<br>維持管理に必要と認めら<br>れる伐採等に関する伐採<br>等計画を策定する等、生物<br>多様性配慮事項<br>2. 当該林分を、調査中及び<br>伐採等に関する気象災害<br>対策を確立する等、年1回<br>以上、林道等の開設及び<br>維持管理に係る森林関係<br>事業を実施する | 経営管理権権者が設置される場合<br>1. 甲に支払われるSAM主債の算定方法<br>・甲に支払われるSAM主債の額は、木材の販売収入の額と<br>補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金<br>事務手数料、森林関係業務の森林管理費を控除した収益<br>額を5割に算定する<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額は、実際に木材を販売し<br>て得た収入を、経営管理権権者が企画提案書に示<br>した設定金額を勘定し、当該木材の利益が見込める額<br>の5割に算定する<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費の額は、実際に木材を生産中心の<br>に要する経費又は、経営管理権権者が企画提案書に示<br>した設定金額を勘定し、当該木材の利益が見込める額<br>の5割に算定する<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に際しては、木材生産業務費を補<br>助する補助金を適用することとなる<br>・経営管理権権者は、補助金の支給を受けるための事務<br>手数料を木材生産業務費の10%以内にとり上げることは<br>できない<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補<br>助金の合計額を上回るときは、経営管理権<br>権者の当該部分を負担する(ただし、甲に金銭的負担<br>を要しないこと)<br>・甲及び乙は、補助金を適用を受けるのに必要な森林経<br>営計画を策定するに必要と認めるときは経営管理権権者に<br>協力を要する<br><br>経営管理権権者が設置されない場合<br>1. 甲に支払われるSAM主債の算定方法<br>・経営管理権に基 <sup>(1)</sup> に乙が実施する間伐の結果生じた土<br>砂の販売による収益は乙の持ち分となる<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要する経費は乙が負担する<br>こととなる | 経営管理権権<br>者が設置され<br>る場合<br>1. 時期<br>木材生産業務<br>及び木材販売<br>業務が完了し<br>、収支結果が<br>確定後、連<br>年においてな<br>す<br>2. 相手方及び<br>方法<br>経営管理権<br>権者が甲に<br>Dを支払うこ<br>ととなり、支払<br>方法は、甲の<br>指定する口座<br>振込又は甲に<br>現金手渡しに<br>て行われる<br><br>経営管理権<br>権者が設置され<br>ない場合<br>・時期、相手<br>方及び方法<br>乙が甲に對<br>して金銭の支<br>払いは行われ<br>ない |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |            |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林(甲以外の所有者 (B)) |         |        |       | 備考 |
|---|------------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|---------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号  | 所在         | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                        | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権限の種類 |    |
| 1   | 高山市<br>伊豆郡 | 4482-63 | 134 | ほ   | 5  | 山林 | 0.4234  | 広葉樹  | 63   |                           |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 高山市 市長 長年 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称</p> |            |         |     |     |    |    |         |      |      |                           |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆で記載する。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められる場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となる場合は、権利を森林所有者と元の森林所有者が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は其地台帳に記載された地番の「面積」を記載することとし、其地台帳に記載された面積が若干の事柄を相違する場合は、「実測面積」として記入し、其地台帳表裏に示す。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は其地簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は、「」書きでその旨を記載すること。

(5) (B) 欄は、「( )年」又は「( )年( )月( )日( )未定」を記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2 77  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |    |        |      |      |    |          |                   |  |  |  |    |  |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----|----|--------|------|------|----|----------|-------------------|--|--|--|----|--|--|--|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |    |    |        |      |      |    |          |                   |  |  |  |    |  |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |    |    |        |      |      |    |          |                   |  |  |  |    |  |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班                  | 進林班                        | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考 | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  | 備考 |  |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4264-1                | 134                 | へ                          | 55 | 畑  | 0.2516 | ナ    | 45   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、産群林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、産群林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保樹料等の森林管理費を控除した収益額を甲に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額は、(1)は、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、甲がどれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費は、(1)は、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、甲がどれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画をあらかじめ策定できるように経営管理実施権者に協力する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行なう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |  |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4296-70               | 134                 | へ                          | 58 | 山林 | 0.0519 | ナ    | 41   |    |          |                   |  |  |  |    |  |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-83               | 134                 | ほ                          | 25 | 山林 | 0.0691 | ナ    | 62   |    |          |                   |  |  |  |    |  |  |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4482-169              |                     |                            |    | 山林 | 0.0225 |      |      |    |          |                   |  |  |  |    |  |  |  |
| 5                   | 富士市中之郷 | 4482-171              |                     |                            |    | 山林 | 0.0450 |      |      |    |          |                   |  |  |  |    |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）   |        |          |     |     |    |    |         |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外、権原者（E） |    |         |        | 備考 |       |    |  |
|---|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------|-------------------------|----|---------|--------|----|-------|----|--|
| 番号  | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢                    | 備考 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 |    | 権原の種類 | 同印 |  |
| 1   | 富士市中之郷 | 4264-1   | 134 | へ   | 55 | 畑  | 0.2516  | 柿    | 45                      |    |         |        |    |       |    |  |
| 2   | 富士市中之郷 | 4296-70  | 134 | へ   | 58 | 山林 | 0.0519  | 柿    | 41                      |    |         |        |    |       |    |  |
| 3   | 富士市中之郷 | 4482-83  | 134 | ほ   | 25 | 山林 | 0.0691  | 柿    | 62                      |    |         |        |    |       |    |  |
| 4   | 富士市中之郷 | 4482-169 |     |     |    | 山林 | 0.0225  |      |                         |    |         |        |    |       |    |  |
| 5   | 富士市中之郷 | 4482-171 |     |     |    | 山林 | 0.0450  |      |                         |    |         |        |    |       |    |  |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 （同上） 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 （同上） 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |      |                         |    |         |        |    |       |    |  |

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## I 個別事項

| 整理番号                | F2-78  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |                                  |   |   |   |
|---------------------|--------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|---|---|---|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |                                  |   |   |   |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>小班            | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の初期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-49                                     | 134                 | ほ                          | 77         | 山林       | 0.0320   | トナ | 68           | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> 1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> 1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> ・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4296-50                                     |                     |                            | 山林         | 0.0369   |          |    |              |                               |                                  |   |   |   |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4296-51                                     |                     |                            |            | 山林       | 0.0042   |    |              |                               |                                  |   |   |   |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4296-91                                     |                     |                            |            | 山林       | 0.0112   |    |              |                               |                                  |   |   |   |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-49 | 134 | ほ   | 77 | 山林 | 0.0320  | シナ   | 68   |                          |        |       |     |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4296-50 |     |     |    | 山林 | 0.0369  |      |      |                          |        |       |     |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4296-51 |     |     |    | 山林 | 0.0042  |      |      |                          |        |       |     |    |
| 4  | 富士市中之郷 | 4296-91 |     |     |    | 山林 | 0.0112  |      |      |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整番                  | 理号     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小良井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |    |        |      |      |    |          |                   |   |  |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----|----|--------|------|------|----|----------|-------------------|---|--|---|----|
|                     | F2-79  | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |    |    |        |      |      |    |          |                   |   |  |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |    |    |        |      |      |    |          |                   |   |  |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班                  | 準林班                        | 小期 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考 | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4261-2                | 134                 | ほ                          | 87 | 畑  | 0.1065 | ひ    | 62   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する<br>・乙は、大気、病害虫及び大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額に補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4263-1                |                     |                            |    | 畑  | 0.0116 |      |      |    |          |                   |   |  |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |        |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|--------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番     | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4261-2 | 134 | ほ   | 87 | 畑  | 0.1065  | ハ    | 62   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4263-1 |     |     |    | 畑  | 0.0116  |      |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |        |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の間に記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段にご記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで手段にご記載すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-80     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
|---------------------|-----------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |           |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                  | 所在        | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>永田 | 1887  | 132<br>と            | 47<br>山林                   | 0.6145     | 杉        | 56       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）   |           |      |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E） |         |        |       | 備考 |
|---|-----------|------|-----|-----|----|----|---------|------|------|-------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号  | 所在        | 地番   | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                      | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1   | 富士市<br>岩淵 | 1887 | 132 | と   | 47 | 山林 | 0.6145  | シラ   | 56   |                         |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 （同上） 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）住所又は所在地 （同上） 氏名又は名称 </p> |           |      |     |     |    |    |         |      |      |                         |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1. 個別事項

| 整理番号                | 整理号        | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)        | (所在地)             |    |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |  |   |  |
|---------------------|------------|-----------------------|-------------|-------------------|----|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|--|---|--|
|                     | F2-81      | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正 | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |  |   |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |             |                   |    |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |  |   |  |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>造林班   | 小班                | 地目 | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考  |  |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-38               | 134         | ほ                 | 79 | 山林         | 0.0492   | 広葉樹      | 61 |              | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul> |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-38 | 134 | ほ   | 79 | 山林 | 0.0492  | 広葉樹  | 61   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は名称 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合に、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整番                  | 理号     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |    |        |      |      |    |          |                   |  |  |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----|----|--------|------|------|----|----------|-------------------|--|--|---|----|
|                     | P2-82  | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |    |    |        |      |      |    |          |                   |  |  |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |    |    |        |      |      |    |          |                   |  |  |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班                  | 準林班                        | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考 | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-47               | 134                 | は                          | 47 | 山林 | 0.0856 | E/F  | 46   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                             <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul> |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-57               | 134                 | は                          | 46 | 山林 | 0.0601 | E/F  | 46   |    |          |                   |  |  |   |    |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4484-33               | 134                 | は                          | 37 | 山林 | 0.2621 | E/F  | 60   |    |          |                   |  |  |   |    |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4484-8                | 134                 | は                          | 15 | 山林 | 0.2404 | E/F  | 62   |    |          |                   |  |  |   |    |
| 5                   |        |                       | 134                 | は                          | 13 |    |        | E/F  | 62   |    |          |                   |  |  |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-47 | 134 | は   | 47 | 山林 | 0.0856  | ヒノキ  | 46   |                          |         |        |       |    |     |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-57 | 134 | は   | 46 | 山林 | 0.0601  | ヒノキ  | 46   |                          |         |        |       |    |     |
| 3  | 富士市中之郷 | 4484-33 | 134 | は   | 37 | 山林 | 0.2621  | ヒノキ  | 60   |                          |         |        |       |    |     |
| 4  | 富士市中之郷 | 4484-8  | 134 | は   | 15 | 山林 | 0.2404  | ヒノキ  | 62   |                          |         |        |       |    |     |
| 5  |        |         | 134 | は   | 13 |    |         | ヒノキ  | 62   |                          |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は      (同上)      氏名又は<br/>所在地      名称</p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-83      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富上市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富上市永田町1丁目100番地 |            |          |          |        |              |                        |   |   |  |    |
|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|--------|--------------|------------------------|---|---|--|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |        |              |                        |   |   |  |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                     |                            |            |          |          |        |              |                        |   |   |  |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>小班            | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考     | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から、木材生産等に要する経<br>費を控除したなお収益がある場合において甲に支<br>払うべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考 |
| 1                   | 富上市<br>中之郷 | 4482-52               | 134 は 52            | 山林                         | 0.2509     | ナ        | 46       |        | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)      | 経営管理実施権が設定される場合<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、大失、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、採択林における伐採等は適度な生物多様性に配慮する<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、採択林における伐採等は適度な生物多様性に配慮する<br>・乙は、大失、病害虫及び気象、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われる一歩還元額の算定方法<br>・甲に支払われる一歩還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、見込める利益が見込める額により算定する<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、見込める利益が見込める額により算定する<br>1. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うための補助金を適用することがある<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することがある<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を事前に策定する上、経営管理実施権者に協力を要する | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了<br>1. 収支結果が確定後、速やかにおこなう<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                   | 富上市<br>中之郷 | 4484-11               | 134 は 11            | 山林                         | 0.3170     | ナ ナ      | 63       |        |              |                        |   |   |  |    |
| 3                   | 富上市<br>中之郷 | 4482-141-001006       | 134 は 161           | 山林                         | 0.0600     | ナ ナ      | 55       | 林小班の一部 |              |                        |   |   |  |    |
| 4                   | 富上市<br>中之郷 | 4482-141-001007       | 134 は 160           | 山林                         | 0.0600     | ナ ナ      | 55       | 林小班の一部 |              |                        |   |   |  |    |
| 5                   | 富上市<br>中之郷 | 4482-141-001008       | 134 は 163           | 山林                         | 0.0600     | ナ ナ      | 55       | 林小班の一部 |              |                        |   |   |  |    |
| 6                   | 富上市<br>中之郷 | 4482-141-001009       |                     | 山林                         | 0.1500     |          |          |        |              |                        |   |   |  |    |
| 7                   | 富上市<br>中之郷 | 4484-48-002           | 134 は 153           | 山林                         | 0.2000     | ナ ナ      | 57       |        |              |                        |   |   |  |    |
| 8                   | 富上市<br>中之郷 | 4484-48-003           | 134 は 154           | 山林                         | 0.1000     | ナ ナ      | 57       |        |              |                        |   |   |  |    |
| 9                   | 富上市<br>中之郷 | 4484-48-004           |                     | 山林                         | 0.1000     |          |          |        |              |                        |   |   |  |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |                 |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|---|--------|-----------------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号  | 所在     | 地番              | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4482-52         | 134 | は   | 52 | 山林 | 0.2509  | スギ   | 46   |                          |         |        |       |    |
| 2   | 富士市中之郷 | 4484-11         | 134 | は   | 11 | 山林 | 0.3170  | スギ   | 63   |                          |         |        |       |    |
| 3   | 富士市中之郷 | 4482-141-001006 | 134 | は   | 61 | 山林 | 0.0600  | スギ   | 55   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |
| 4   | 富士市中之郷 | 4482-141-001007 | 134 | は   | 60 | 山林 | 0.0600  | スギ   | 55   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |
| 5   | 富士市中之郷 | 4482-141-001008 | 134 | は   | 63 | 山林 | 0.0600  | スギ   | 55   | 林小班の一部                   |         |        |       |    |
| 6   | 富士市中之郷 | 4482-141-001009 |     |     |    | 山林 | 0.1500  |      |      |                          |         |        |       |    |
| 7   | 富士市中之郷 | 4484-48-002     | 134 | は   | 53 | 山林 | 0.2000  | スギ   | 57   |                          |         |        |       |    |
| 8   | 富士市中之郷 | 4484-48-003     | 134 | は   | 54 | 山林 | 0.1000  | スギ   | 57   |                          |         |        |       |    |
| 9   | 富士市中之郷 | 4484-48-004     |     |     |    | 山林 | 0.1000  |      |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> |        |                 |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合は、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | R2-87      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
|---------------------|------------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番  | 林班<br>連林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-97                                     | 134                 | ほ 64                       | 山林         | 0.0429   | E/A      | 60 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-98                                     |                     |                            | 山林         | 0.0007   |          |    |              |                               |  |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B) |        |       |     | 備考 |
|---|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4482-97 | 134 | ほ   | 64 | 山林 | 0.0429  | ヒノ   | 60   |                          |        |       |     |    |
| 2   | 富士市中之郷 | 4482-98 |     |     |    | 山林 | 0.0007  |      |      |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

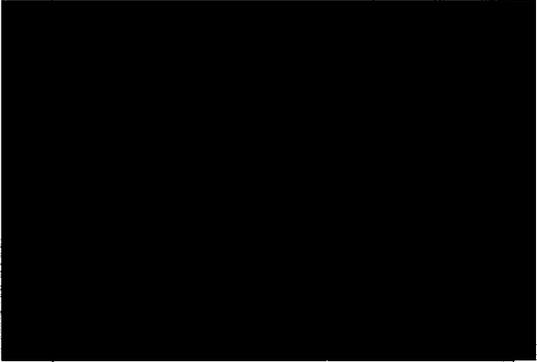
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-88  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |    |
|---------------------|--------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |                                  |  |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の初期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-72                                     | 134                 | へ                          | 58         | 山林       | 0.0459   | シバ | 41           | 2021.3.1                      | 6年<br>(2027.3.31)                | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> <li>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ol> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-84                                     | 134                 | ほ                          | 24         | 山林       | 0.0663   | シバ | 68           |                               |                                  |  |   |    |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-146                                    |                     |                            |            | 山林       | 0.0178   |    |              |                               |                                  |  |   |    |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4482-148                                    |                     |                            |            | 山林       | 0.0158   |    |              |                               |                                  |  |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |          |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)  |        |       |     | 備考 |
|---|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------|------|---|--------|-------|-----|----|
| 番号  | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地   | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4296-72  | 134 | へ   | 58 | 山林 | 0.0459  | シ/ナ  | 41   |  |        |       |     |    |
| 2   | 富士市中之郷 | 4482-84  | 134 | ほ   | 24 | 山林 | 0.0663  | シ/ナ  | 68   |   |        |       |     |    |
| 3   | 富士市中之郷 | 4482-146 |     |     |    | 山林 | 0.0178  |      |      |   |        |       |     |    |
| 4   | 富士市中之郷 | 4482-148 |     |     |    | 山林 | 0.0158  |      |      |   |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は                      (同上)                      氏名又は                      </p> |        |          |     |     |    |    |         |      |      |   |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

|                     |       |                            |                     |     |    |    |        |                            |      |    |          |                   |   |   |  |  |                       |    |
|---------------------|-------|----------------------------|---------------------|-----|----|----|--------|----------------------------|------|----|----------|-------------------|---|---|--|--|-----------------------|----|
| 整理番号                | F2-89 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>村(乙) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 |     |    |    |        | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |      |    |          |                   |   |   |  |  |                       |    |
|                     |       | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)      |                     |     |    |    |        |                            |      |    |          |                   |   |   |  |  |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |       |                            |                     |     |    |    |        |                            |      |    |          |                   | 経営管理権の初期  | 経営管理権の存続期間(終期)(B)   | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 番号                  | 所在    | 地番                         | 林班                  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種                       | 現況林齢 | 備考 |          |                   |   |   |  |  |                       |    |
| 富士市<br>中之郷          |       | 4296-13                    | 134                 | ほ   | 69 | 山林 | 0.0647 | ス<br>ク                     | 59   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |  |                       |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |            |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|------------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在         | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市<br>中之郷 | 4296-13 | 134 | ほ   | 69 | 山林 | 0.0647  | ナラ   | 59   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称 </p> |            |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

| I 個別事項              |        |                       |     |     |    |    |        |       |      |    |                                   | (所在地)  |   |   |  |                       |    |
|---------------------|--------|-----------------------|-----|-----|----|----|--------|-------|------|----|-----------------------------------|--|---|---|--|-----------------------|----|
| 整理番号                | F2-90  | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |     |     |    |    |        |       |      |    |                                   | 静岡県富士市永田町1丁目100番地  |   |   |  |                       |    |
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |     |     |    |    |        |       |      |    |                                   | (仮番及び所在地)  |   |   |  |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |     |     |    |    |        |       |      |    |                                   | 経営管理権の初期   | 経営管理権の存続期間(終期)(B)   | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種  | 現況林齢 | 備考 |                                   |  |   |   |  |                       |    |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4297                  | 134 | ほ   | 65 | 山林 | 0.4343 | サ 1/4 | 71   |    | 2021.3.1<br><br>6年<br>(2027.3.31) | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合:<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額にり算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |  |                       |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4297                  | 134 | ほ   | 81 | 山林 | 0.4343 | サ 1/4 | 71   |    |                                   |  |   |   |  |                       |    |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4298                  |     |     |    | 山林 | 0.0076 |       |      |    |                                   |  |   |   |  |                       |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |      |     |     |    |    |         |         |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|------|-----|-----|----|----|---------|---------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番   | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種    | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4297 | 134 | ほ   | 65 | 山林 | 0.4343  | サトウ.シ/サ | 71   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4297 | 134 | ほ   | 81 | 山林 | 0.4343  | サトウ.シ/サ | 71   |                          |         |        |       |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4298 |     |     |    | 山林 | 0.0076  |         |      |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |      |     |     |    |    |         |         |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整番                  | 理号     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)        | (所在地)             |    |    |        |      |      |    |          |                   |   |  |   |    |
|---------------------|--------|-----------------------|-------------|-------------------|----|----|--------|------|------|----|----------|-------------------|---|--|---|----|
|                     | F2 92  | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正 | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |    |        |      |      |    |          |                   |   |  |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |             |                   |    |    |        |      |      |    |          |                   |   |  |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班          | 準林班               | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考 | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  | 本材の販売による収入から本材生産等に要する経費を控除し、なお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市永田町 | 4482-5                | 134         | ほ                 | 42 | 山林 | 0.1646 | サシ   | 56   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、虫災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては、活断層における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、活断層における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病害虫及び大気、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、本材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を甲に算定する。<br/>・本材の販売収入の額の算定方法<br/>・本材の販売収入の額に、(1) 甲が本材を販売し、得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いづれかの利益が見込める額により算定する。<br/>・木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、甲が本材を生産するのに要する経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いづれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が本材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担する。ただし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を甲が作成する場合は経営管理実施権者に協力する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた本材の販売による収益はこの額とする。</p> <p>2. 留意事項<br/>乙が経営管理を行うために要した経費自己が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>本材生産業務及び材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙が甲に対して金銭の支払いを行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |        |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の前所有者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|--------|-----|-----|----|----|---------|------|------|---------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番     | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                        | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-5 | 134 | ほ   | 42 | 山林 | 0.1646  | サ.シナ | 56   |                           |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称</p> |        |        |     |     |    |    |         |      |      |                           |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更になった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の間に記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                 | F2-94      | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正  | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
|----------------------|------------|---|----------------------|----------------------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |            |   |                      |                            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |
| 番号                   | 所在         | 地番  | 林班<br>林班<br>小班<br>地目 | 面積<br>(ha)                 | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭 (D) の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                    | 富士市<br>中之郷 | 4482-114                                    | 134<br>林<br>12<br>山林 | 0.0917                     | 杉        | 54       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |          |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|---|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号  | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4482-114 | 134 | ほ   | 12 | 山林 | 0.0917  | シト   | 54   |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上)</p> |        |          |     |     |    |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、裏面面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番                 |        | F2-96   |     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |    |    |        | (名称)        |      |    |          | (所在地)             |   |   |   |                       |    |
|---------------------|--------|---------|-----|-----------------------|----|----|--------|-------------|------|----|----------|-------------------|---|---|---|-----------------------|----|
|                     |        |         |     | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |    |    |        | 富士市長 小長井 義正 |      |    |          | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |   |   |   |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(Λ) |        |         |     |                       |    |    |        |             |      |    |          | 経営管理権の始期          | 経営管理権の存続期間(終期)(B)   | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 番号                  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班                   | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種        | 現況林齢 | 備考 |          |                   |   |   |   |                       |    |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4466    | 134 | ほ                     | 45 | 山林 | 0.0409 | 広葉樹         | 64   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 森林経営<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもちに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |                       |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-10 |     |                       |    | 山林 | 0.0198 |             |      |    |          |                   |   |   |   |                       |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |         |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|----------------------|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号                   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4466    | 134 | ほ   | 45 | 山林 | 0.0409  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 64   |                          |         |        |       |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4482-10 |     |     |    | 山林 | 0.0198  |            |      |                          |         |        |       |    |

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号   | P2-98      | 経営管理権の設定を受ける市町村<br>村(乙) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |    |        |      |      |    |
|--|------------|-------------------------|---------------------|----------------------------|----|----|--------|------|------|----|
|  |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)   |                     |                            |    |    |        |      |      |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)  |            |                         |                     |                            |    |    |        |      |      |    |
| 番号   | 所在         | 地番                      | 林班                  | 率林班                        | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考 |
| 経営管理権の初期   |            |                         |                     |                            |    |    |        |      |      |    |
| 経営管理権の存続期間(終期)(B)  |            |                         |                     |                            |    |    |        |      |      |    |
| 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)   |            |                         |                     |                            |    |    |        |      |      |    |
| 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   |            |                         |                     |                            |    |    |        |      |      |    |
| 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  |            |                         |                     |                            |    |    |        |      |      |    |
| 備考   |            |                         |                     |                            |    |    |        |      |      |    |
| 1  | 富士市<br>中之郷 | 4296-8                  | 134                 | ほ                          | 71 | 山林 | 0.0909 | シラ   | 59   |    |
| <p>経営管理権の初期 2021.3.1</p> <p>経営管理権の存続期間(終期)(B) 6年(2027.3.31)</p> <p>経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |            |                         |                     |                            |    |    |        |      |      |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |        |     |     |    |    |         |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|--------|-----|-----|----|----|---------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番     | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢                     | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-8 | 134 | ほ   | 71 | 山林 | 0.0909  | ヒノキ  | 59                       |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |        |     |     |    |    |         |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-100     | 経営管理権の設定を受ける市町村<br>村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |            |          |    |              |                        |   |   |   |    |  |  |  |
|---------------------|------------|--|---------------------|----------------------------|------------|------------|----------|----|--------------|------------------------|---|---|---|----|--|--|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |  |                     |                            |            |            |          |    |              |                        |   |   |   |    |  |  |  |
| 番号                  | 所在         | 地番   | 林班<br>林班<br>小班      | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種   | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |  |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4263-2   | 134 ほ 90            | 畑                          | 0.1294     | 法華樹<br>トナリ | 62       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)      | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>1. 森林経営</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業</p> <p>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> <p>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法</p> <p>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |  |  |  |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-29  | 134 ほ 80            | 山林                         | 0.0469     | トナリ        | 59       |    |              |                        |   |   |   |    |  |  |  |
| 3                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-80  | 134 へ 57            | 山林                         | 0.0160     | トナリ        | 59       |    |              |                        |   |   |   |    |  |  |  |
| 4                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-81  |                     | 山林                         | 0.0095     |            |          |    |              |                        |   |   |   |    |  |  |  |
| 5                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-82  |                     | 山林                         | 0.0049     |            |          |    |              |                        |   |   |   |    |  |  |  |
| 6                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-115   |                     | 山林                         | 0.0080     |            |          |    |              |                        |   |   |   |    |  |  |  |
| 7                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-101   | 134 ほ 19            | 山林                         | 0.0776     | トナリ        | 57       |    |              |                        |   |   |   |    |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |          |     |     |    |    |         |           |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |    |  |  |  |
|---|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|-----------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|----|--|--|--|
| 番号  | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種      | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 | 備考 |  |  |  |
| 1   | 富士市中之郷 | 4263-2   | 134 | ほ   | 90 | 畑  | 0.1294  | 広葉樹スギ・ヒノキ | 62   |                          |         |        |       |    |     |    |  |  |  |
| 2   | 富士市中之郷 | 4296-29  | 134 | ほ   | 80 | 山林 | 0.0469  | スギ・ヒノキ    | 59   |                          |         |        |       |    |     |    |  |  |  |
| 3   | 富士市中之郷 | 4296-80  | 134 | へ   | 57 | 山林 | 0.0160  | スギ・ヒノキ    | 59   |                          |         |        |       |    |     |    |  |  |  |
| 4   | 富士市中之郷 | 4296-81  |     |     |    | 山林 | 0.0095  |           |      |                          |         |        |       |    |     |    |  |  |  |
| 5   | 富士市中之郷 | 4296-82  |     |     |    | 山林 | 0.0049  |           |      |                          |         |        |       |    |     |    |  |  |  |
| 6   | 富士市中之郷 | 4296-115 |     |     |    | 山林 | 0.0080  |           |      |                          |         |        |       |    |     |    |  |  |  |
| 7   | 富士市中之郷 | 4482-101 | 134 | ほ   | 19 | 山林 | 0.0776  | ヒノキ       | 57   |                          |         |        |       |    |     |    |  |  |  |
| <p>この計画に同意する。<br/>         権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又 名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |           |      |                          |         |        |       |    |     |    |  |  |  |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-101 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |          |                           |   |   |   |    |
|---------------------|--------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|----------|---------------------------|---|---|---|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |   |                     |                            |            |          |          |    |          |                           |   |   |   |    |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権の初期 | 経営管理権の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-6                                      | 134 134             | 72 山林                      | 0.0587     | ナ        | 59       |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31)         | 経営管理実施権が設定される場合<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-70                                     | 134 134             | 50 山林                      | 0.1381     | ナ        | 67       |    |          |                           |   |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)  |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |        |       |     | 備考 |
|---|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号  | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1   | 富士市中之郷 | 4296-6  | 134 | ほ   | 72 | 山林 | 0.0587  | ヒノキ  | 59   |                          |        |       |     |    |
| 2   | 富士市中之郷 | 4482-70 | 134 | ほ   | 50 | 山林 | 0.1381  | ヒノキ  | 67   |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)                      所在地                      (同上)                      名称                      富士市長 小長井 義正                      印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は                      (同上)                      氏名又は                       所在地                      名称</p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者のが記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整番                  | 理号     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |    |        |      |      |    |          |                   |  |   |  |                       |    |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----|----|--------|------|------|----|----------|-------------------|--|---|--|-----------------------|----|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |    |    |        |      |      |    |          |                   |  |   |  |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |    |    |        |      |      |    |          | 経営管理権の始期          | 経営管理権の存続期間(終期)(B)  | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法   | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班                  | 準林班                        | 小班 | 地目 | 面積(ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考 |          |                   |  |   |  |                       |    |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-6                | 134                 | ほ                          | 72 | 山林 | 0.0587 | シナ   | 59   |    | 2021.3.1 | 6年<br>(2027.3.31) | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul> | <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul> |                       |    |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-70               | 134                 | ほ                          | 50 | 山林 | 0.1381 | シナ   | 67   |    |          |                   |  |   |  |                       |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |      |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-6  | 134 | ほ   | 72 | 山林 | 0.0587  | トナリ  | 59   |                          |         |        |       |    |     |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-70 | 134 | ほ   | 50 | 山林 | 0.1381  | トナリ  | 67   |                          |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |      |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整番                  | 理号     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)        | (所在地)             |    |    |   |      |   |   |    |          |                       |                          |  |  |   |
|---------------------|--------|-----------------------|-------------|-------------------|----|----|---|------|---|---|----|----------|-----------------------|--------------------------|--|--|---|
|                     | F2-103 | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正 | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |    |    |   |      |   |   |    |          |                       |                          |  |  |   |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |             |                   |    |    |   |      |   |   |    |          |                       |                          |  |  |   |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4465                  | 134         | ほ                 | 45 | 山林 | 0 | 2218 | 5 | 甲 | 67 | 経営管理権の初期 | 経営管理権の存続期間(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収入から、木材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  | 備考  |
| 2                   | 富士市甲之郷 | 4482-109              | 134         | ほ                 | 16 | 山林 | 0 | 1487 | 5 | 甲 | 65 |          |                       |                          |  |  |   |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-130              | 134         | ほ                 | 14 | 山林 | 0 | 3200 | 5 | 甲 | 65 |          |                       |                          |  |  |   |
| 4                   | 富士市甲之郷 | 4482-133              | 134         | ほ                 | 13 | 山林 | 0 | 0446 | 5 | 甲 | 65 |          |                       |                          |  |  |   |
| 5                   | 富士市甲之郷 | 4482-141-001024       | 134         | ほ                 | 79 | 山林 | 0 | 1000 | 5 | 甲 | 57 |          |                       |                          |  |  |   |
|                     |        |                       |             |                   |    |    |   |      |   |   |    |          | 2021.3.1              | 6年<br>(2027.3.31)        | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに必要とした経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>1. 留意事項<br>・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づきながら実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益額の基とする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><br>経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |                 |     |   |    |    |        | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |    |         |        | 備考     |       |     |
|--|--------|-----------------|-----|---|----|----|--------|--------------------------|----|---------|--------|--------|-------|-----|
| 1  | 富士市中之郷 | 4465            | 134 | ほ | 45 | 山林 | 0.2218 | 広葉樹                      | 67 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 |        | 権原の種類 | 同意印 |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-109        | 134 | ほ | 16 | 山林 | 0.1487 | 針葉樹                      | 65 |         |        |        |       |     |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-130        | 134 | ほ | 14 | 山林 | 0.3200 | 針葉樹                      | 65 |         |        |        |       |     |
| 4  | 富士市中之郷 | 4482-133        | 134 | ほ | 13 | 山林 | 0.0446 | 針葉樹                      | 65 |         |        |        |       |     |
| 5  | 富士市中之郷 | 4482-141-001024 | 134 | は | 79 | 山林 | 0.1000 | 針葉樹                      | 57 |         |        | 林小期の一部 |       |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |                 |     |   |    |    |        |                          |    |         |        |        |       |     |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地帯ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | 整理号        | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)           | (所在地)             |            |          |          |    |              |                        |   |   |   |    |
|---------------------|------------|-----------------------|----------------|-------------------|------------|----------|----------|----|--------------|------------------------|---|---|---|----|
|                     | F2-104     | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 富士市長 小長井 義正    | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                        |   |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                |                   |            |          |          |    |              |                        |   |   |   |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>林班<br>小班 | 地目                | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4463                  | 134<br>ほ       | 44<br>山林          | 0.0509     | 林        | 65       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)      | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 森林経営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> </li> <li>2. 森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> </li> <li>3. 森林施業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>2. 木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>3. 木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>4. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>2. 留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul> | <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 時期                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> </li> <li>2. 相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul> </li> </ul> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期、相手方及び方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> </li> </ul> |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |      |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番   | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4463 | 134 | ほ   | 44 | 山林 | 0.0509  | スギ・ヒノキ | 65   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |      |     |     |    |    |         |        |      |                          |         |        |       |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## I 個別事項

| 整理番号                | F2-106 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|---|---|---|----|--|--|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>埋林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-54               | 134 134 50          | 山林                         | 0.1107     | スギ       | 45       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | ・経営管理実施権が設定される場合<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利権開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は携えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は携えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を右のように算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する開伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-73               | 134 134 52          | 山林                         | 0.1256     | 広葉樹類     | 63       |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4484-9                | 134 134 14          | 山林                         | 0.1504     | スギ       | 62       |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4484-12               | 134 134 8           | 山林                         | 0.1619     | スギ       | 62       |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |         |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B) |        |       |     | 備考 |
|--|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|--------|-------|-----|----|
| 番号   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 住所又は所在地                  | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4482-54 | 134 | は   | 50 | 山林 | 0.1107  | シナ         | 45   |                          |        |       |     |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-73 | 134 | ほ   | 52 | 山林 | 0.1256  | 広葉樹類<br>シナ | 63   |                          |        |       |     |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4484-9  | 134 | は   | 14 | 山林 | 0.1504  | スギ<br>シナ   | 62   |                          |        |       |     |    |
| 4  | 富士市中之郷 | 4484-12 | 134 | は   | 8  | 山林 | 0.1619  | スギ<br>シナ   | 62   |                          |        |       |     |    |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |         |     |     |    |    |         |            |      |                          |        |       |     |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合には、新たな森林所有者と元の森林所有者が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しい事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日」までと記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号   | F2-107     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |           |    |              |                               |  |   |   |    |
|--|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|-----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|
|  |            | 経営管理権を設定する森林の青林所有者(甲) |                     |                            |            |          |           |    |              |                               |  |   |   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)  |            |                       |                     |                            |            |          |           |    |              |                               |  |   |   |    |
| 番号   | 所在         | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢  | 備考 | 経営管理権<br>の初期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |
| 1  | 富士市<br>中之郷 | 4264-2                | 134                 | へ 52                       | 畑          | 0.1341   | 広葉樹<br>ナラ | 62 |              | 2021.3.1<br>6年<br>(2027.3.31) | 経営管理実施権が設定される場合、<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、炭畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 | ・経営管理実施権が設定される場合、<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。<br>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>4. 留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 | <経営管理実施権が設定される場合><br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br><経営管理実施権が設定されない場合><br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。 |    |
| 2  | 富士市<br>中之郷 | 4294-2                | 134                 | へ 56                       | 山林         | 0.1637   | 広葉樹<br>ナラ | 62 |              |                               |  |   |   |    |
| 3  | 富士市<br>中之郷 | 4294-3                |                     |                            | 山林         | 0.1258   |           |    |              |                               |  |   |   |    |
| 4  | 富士市<br>中之郷 | 4296-39               | 134                 | ほ 79                       | 山林         | 0.0485   | 広葉樹<br>ナラ | 61 |              |                               |  |   |   |    |
| 5  | 富士市<br>中之郷 | 4302                  | 134                 | ほ 60                       | 山林         | 0.1285   | 広葉樹<br>ナラ | 68 |              |                               |  |   |   |    |
| 6  | 富士市<br>中之郷 | 4303-1                | 134                 | ほ 59                       | 山林         | 0.3570   | 広葉樹<br>ナラ | 68 |              |                               |  |   |   |    |
| 7  | 富士市<br>中之郷 | 4303-3                |                     |                            | 山林         | 0.0631   |           |    |              |                               |  |   |   |    |
| 8  | 富士市<br>中之郷 | 4304                  |                     |                            | 山林         | 0.0485   |           |    |              |                               |  |   |   |    |
| 9  | 富士市<br>中之郷 | 4482-24               | 134                 | は 17                       | 山林         | 0.1276   | 広葉樹<br>ナラ | 56 |              |                               |  |   |   |    |
| 10   | 富士市<br>中之郷 | 4482-110              | 134                 | ほ 18                       | 山林         | 0.0333   | 広葉樹<br>ナラ | 56 |              |                               |  |   |   |    |
| 11   | 富士市<br>中之郷 | 4482-186              |                     |                            | 山林         | 0.0457   |           |    |              |                               |  |   |   |    |
| 12   | 富士市<br>中之郷 | 4482-141-002002       | 134                 | は 73                       | 山林         | 0.0369   | 広葉樹<br>ナラ | 62 |              |                               |  |   |   |    |
| 13   | 富士市<br>中之郷 | 4482-141-002003       | 134                 | は 72                       | 山林         | 0.0366   | 広葉樹<br>ナラ | 62 |              |                               |  |   |   |    |
| 14   | 富士市<br>中之郷 | 4482-141-002004       |                     |                            | 山林         | 0.0469   |           |    |              |                               |  |   |   |    |
| ・経営管理実施権が設定されない場合、<br>・乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、炭畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 |            |                       |                     |                            |            |          |           |    |              |                               | ・経営管理実施権が設定されない場合、<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する開伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。  |   |   |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |                 |     |     |    |    |         |            | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |    |         |        |       |     |    |
|----------------------|--------|-----------------|-----|-----|----|----|---------|------------|--------------------------|----|---------|--------|-------|-----|----|
| 番号                   | 所在     | 地番              | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢                     | 備考 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4264-2          | 134 | へ   | 52 | 畑  | 0.1341  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 62                       |    |         |        |       |     |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4294-2          | 134 | へ   | 56 | 山林 | 0.1637  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 62                       |    |         |        |       |     |    |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4294-3          |     |     |    | 山林 | 0.1258  |            |                          |    |         |        |       |     |    |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4296-39         | 134 | ほ   | 79 | 山林 | 0.0485  | ヒノキ        | 61                       |    |         |        |       |     |    |
| 5                    | 富士市中之郷 | 4302            | 134 | ほ   | 60 | 山林 | 0.1285  | ヒノキ        | 68                       |    |         |        |       |     |    |
| 6                    | 富士市中之郷 | 4303-1          | 134 | ほ   | 59 | 山林 | 0.3570  | ヒノキ        | 68                       |    |         |        |       |     |    |
| 7                    | 富士市中之郷 | 4303-3          |     |     |    | 山林 | 0.0631  |            |                          |    |         |        |       |     |    |
| 8                    | 富士市中之郷 | 4304            |     |     |    | 山林 | 0.0485  |            |                          |    |         |        |       |     |    |
| 9                    | 富士市中之郷 | 4482-24         | 134 | は   | 17 | 山林 | 0.1276  | ヒノキ        | 56                       |    |         |        |       |     |    |
| 10                   | 富士市中之郷 | 4482-110        | 134 | ほ   | 18 | 山林 | 0.0333  | スギ、ヒノキ     | 56                       |    |         |        |       |     |    |
| 11                   | 富士市中之郷 | 4482-186        |     |     |    | 山林 | 0.0457  |            |                          |    |         |        |       |     |    |
| 12                   | 富士市中之郷 | 4482-141-002002 | 134 | は   | 73 | 山林 | 0.0369  | スギ、ヒノキ     | 62                       |    |         |        |       |     |    |
| 13                   | 富士市中之郷 | 4482-141-002003 | 134 | は   | 72 | 山林 | 0.0366  | スギ、ヒノキ     | 62                       |    |         |        |       |     |    |
| 14                   | 富士市中之郷 | 4482-141-002004 |     |     |    | 山林 | 0.0469  |            |                          |    |         |        |       |     |    |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理号  | F2-108 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |     | (名称)     |                   | (所在地)                    |  |                       |      |    |
|--|--------|-----------------------|-----|----------|-------------------|--------------------------|--|-----------------------|------|----|
|  |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |     | (氏名又は名称) |                   | (住所又は所在地)                |  |                       |      |    |
|  |        | 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)   |     | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考   |    |
| 番号   | 所在     | 地番                    | 林班  | 準林班      | 小班                | 地目                       | 面積(ha)   | 現況樹種                  | 現況林齢 | 備考 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4294-1-1              | 134 | 〜        | 56                | 山林                       | 0.5728   | 広葉樹                   | 62   |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4294-1-2              |     |          |                   | 山林                       | 0.2889   |                       |      |    |
| <p>経営管理権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から</li> </ul> <p>経営管理権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</li> <li>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> |        |                       |     |          |                   |                          |  |                       |      |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |          |     |     |    |    |         |                |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       |     |    |
|----------------------|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|----------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|-----|----|
| 番号                   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種           | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4294-1-1 | 134 | へ   | 56 | 山林 | 0.5728  | 広葉樹<br>物. 針. 混 | 62   |                          |         |        |       |     |    |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4294-1-2 |     |     |    | 山林 | 0.2889  |                |      |                          |         |        |       |     |    |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)      所在地      (同上)      名称      富士市長 小長井 義正      印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地      (同上)      氏名又は名称      

(同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-109     | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
|---------------------|------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|---|---|--|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班<br>林小班           | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の初期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除したなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考 |
| 1                   | 富士市<br>中之郷 | 4295                  | 134                 | へ 60                       | 山林         | 0.3041   | シラカシ     | 67 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理</p> <p>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業</p> <p>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> <p>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法</p> <p>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |
| 2                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-55               |                     | 山林                         | 0.0102     |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
| 3                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-67               | 134                 | へ 58                       | 山林         | 0.0393   | 広葉樹類     | 41 |              |                               |   |   |  |    |
| 4                   | 富士市<br>中之郷 | 4296-71               |                     | 山林                         | 0.0343     |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
| 5                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-88               | 134                 | ほ 23                       | 山林         | 0.0768   | シラカシ     | 65 |              |                               |   |   |  |    |
| 6                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-89               |                     | 山林                         | 0.0636     |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
| 7                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-158              |                     | 山林                         | 0.0242     |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
| 8                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-160              |                     | 山林                         | 0.0013     |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |
| 9                   | 富士市<br>中之郷 | 4482-162              |                     | 山林                         | 0.0260     |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |          |     |     |    |    |         |            |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|----------------------|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号                   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種       | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4295     | 134 | へ   | 60 | 山林 | 0.3041  | ヒノキ        | 67   |                          |         |        |       |    |     |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4296-55  |     |     |    | 山林 | 0.0102  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4296-67  | 134 | へ   | 58 | 山林 | 0.0393  | 広葉樹、スギ、ヒノキ | 41   |                          |         |        |       |    |     |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4296-71  |     |     |    | 山林 | 0.0343  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 5                    | 富士市中之郷 | 4482-88  | 134 | ほ   | 23 | 山林 | 0.0768  | ヒノキ        | 65   |                          |         |        |       |    |     |
| 6                    | 富士市中之郷 | 4482-89  |     |     |    | 山林 | 0.0636  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 7                    | 富士市中之郷 | 4482-158 |     |     |    | 山林 | 0.0242  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 8                    | 富士市中之郷 | 4482-160 |     |     |    | 山林 | 0.0013  |            |      |                          |         |        |       |    |     |
| 9                    | 富士市中之郷 | 4482-162 |     |     |    | 山林 | 0.0260  |            |      |                          |         |        |       |    |     |

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-110 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |  |  |
|---------------------|--------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|--|---|---|----|--|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |  |   |   |    |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)   | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-34                                     | 134                 | ほ 80                       | 山林         | 0.0323   | ナラ       | 59 | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項<br/>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |    |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-113                                    | 134                 | ほ 20                       | 山林         | 0.0822   | ナラ       | 64 |              |                               |  |   |   |    |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-192                                    |                     |                            | 山林         | 0.0234   |          |    |              |                               |  |   |   |    |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |        |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |     |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|--------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|-----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 連林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種   | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    | 同意印 |
| 1  | 富士市中之郷 | 4296-34  | 134 | ほ   | 80 | 山林 | 0.0323  | スギ、コナラ | 59   |                          |         |        |       |    |     |
| 2  | 富士市中之郷 | 4482-113 | 134 | ほ   | 20 | 山林 | 0.0822  | ヒノキ    | 64   |                          |         |        |       |    |     |
| 3  | 富士市中之郷 | 4482-192 |     |     |    | 山林 | 0.0234  |        |      |                          |         |        |       |    |     |
| <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) </p> |        |          |     |     |    |    |         |        |      |                          |         |        |       |    |     |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-111 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |     | (名称)        |    | (所在地)             |        |          |                   |                          |  |                       |  |  |   |
|---------------------|--------|-----------------------|-----|-------------|----|-------------------|--------|----------|-------------------|--------------------------|--|-----------------------|--|--|---|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |     | (氏名又は名称)    |    | (住所又は所在地)         |        |          |                   |                          |  |                       |  |  |   |
|                     |        | 富士市中之郷                |     | 富士市長 小長井 義正 |    | 静岡県富士市永田町1丁目100番地 |        |          |                   |                          |  |                       |  |  |   |
|                     |        | 富士市中之郷                |     | [Redacted]  |    | [Redacted]        |        |          |                   |                          |  |                       |  |  |   |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |     |             |    |                   |        | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考   |  |   |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班  | 準林班         | 小班 | 地目                | 面積(ha) |          |                   |                          |  |                       |  | 現況樹種   | 現況林齢  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4296-27               | 134 | ほ           | 80 | 山林                | 0.0505 | スギ       | 59                |                          | 2021.3.1   | 6年<br>(2027.3.31)     | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業<br/>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法<br/>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法<br/>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項<br/>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。<br/>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。<br/>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br/>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br/>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> | <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p> |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4222-1                | 134 | へ           | 27 | 山林                | 0.0704 | スギ       | 58                |                          |  |                       |  |  |   |



# 経営管理権集積計画

## I 個別事項

| 整理番号                | F2-113 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | (名称)<br>富上市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富上市永田町1丁目100番地 |            |          |             |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |  |  |
|---------------------|--------|-----------------------|---------------------|----------------------------|------------|----------|-------------|----|--------------|-------------------------------|---|---|---|----|--|--|--|--|
|                     |        | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |                     |                            |            |          |             |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |                       |                     |                            |            |          |             |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番                    | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢    | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 本村の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除したなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを支<br>払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法   | 備考 |  |  |  |  |
| 1                   | 富上市中之郷 | 4260-2                | 134                 | ほ 86                       | 畑          | 0.0373   | ア 栗<br>イ 雑木 |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 森林経営<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。<br>2. 森林管理<br>・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。<br>3. 森林施業<br>・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。<br>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 | 経営管理実施権が設定される場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・甲に支払われるべき還元額は、本村の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を7割で算定する。<br>2. 本村の販売収入の額の算定方法<br>・本村の販売収入の額は、(1)日、実際に本村を販売した木材の収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>3. 木材生産業務費の算定方法<br>・木材生産業務費については、実際に本村を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。<br>1.留意事項<br>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。<br>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することがある。<br>・木材生産等に要する経費が本村の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。<br>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定するよう経営管理実施権者に協力すること。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法<br>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>2. 留意事項<br>・乙は経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 | ・経営管理実施権が設定される場合<br>1. 時期<br>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。<br>2. 相手方及び方法<br>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。<br>・経営管理実施権が設定されない場合<br>・時期、相手方及び方法<br>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 |    |  |  |  |  |
| 2                   | 富上市中之郷 | 4261-1                | 134                 | ほ 87                       | 山林         | 0.3699   | ア 栗<br>イ 雑木 |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 3                   | 富上市中之郷 | 4296-15               | 134                 | ほ 67                       | 山林         | 0.0656   | ア 栗<br>イ 雑木 |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 4                   | 富上市中之郷 | 4296-129              |                     |                            | 山林         | 0.0030   |             |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 5                   | 富上市中之郷 | 4296-61               | 134                 | へ 59                       | 山林         | 0.0409   | ア 栗<br>イ 雑木 |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |  |  |
| 6                   | 富上市中之郷 | 4482-78               | 134                 | ほ b/                       | 山林         | 0.1689   | ア 栗<br>イ 雑木 |    |              |                               |   |   |   |    |  |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)   |        |          |     |     |    |    |         |                |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |         |        |       | 備考 |
|--|--------|----------|-----|-----|----|----|---------|----------------|------|--------------------------|---------|--------|-------|----|
| 番号   | 所在     | 地番       | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種           | 現況林齢 | 備考                       | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 |    |
| 1  | 富士市中之郷 | 4260-2   | 134 | ほ   | 86 | 畑  | 0.0373  | 広葉樹ス<br>ク<br>ク | 59   |                          |         |        |       |    |
| 2  | 富士市中之郷 | 4261-1   | 134 | ほ   | 87 | 山林 | 0.3699  | 広葉樹ス<br>ク<br>ク | 59   |                          |         |        |       |    |
| 3  | 富士市中之郷 | 4296-15  | 134 | ほ   | 67 | 山林 | 0.0656  | ク              | 59   |                          |         |        |       |    |
| 4  | 富士市中之郷 | 4296-129 |     |     |    | 山林 | 0.0030  |                |      |                          |         |        |       |    |
| 5  | 富士市中之郷 | 4296-61  | 134 | へ   | 59 | 山林 | 0.0409  | ク              | 67   |                          |         |        |       |    |
| 6  | 富士市中之郷 | 4482-78  | 134 | ほ   | 57 | 山林 | 0.1689  | ク<br>ク         | 62   |                          |         |        |       |    |
| <p>この計画に同意する。<br/>           権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p> |        |          |     |     |    |    |         |                |      |                          |         |        |       |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の  
 が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにする。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」までと記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整理番号                | F2-114 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)<br>経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (名称)<br>富士市長 小長井 義正 | (所在地)<br>静岡県富士市永田町1丁目100番地 |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
|---------------------|--------|---|---------------------|----------------------------|------------|----------|----------|----|--------------|-------------------------------|---|---|--|----|--|--|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |        |   |                     |                            |            |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 番号                  | 所在     | 地番  | 林班<br>準林班<br>小班     | 地目                         | 面積<br>(ha) | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 備考 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行<br>われる経営管理の内容<br>(C)  | 木材の販売による収入から木材生産等に要する経<br>費を控除してなお収益がある場合において甲に支<br>払われるべき金銭(D)の額の算定方法  | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法  | 備考 |  |  |  |
| 1                   | 富士市中之郷 | 4482-19                                     | 134 は 42            | 山林                         | 0.1864     | トナリ      | 56       |    | 2021.3.1     | 6年<br>(2027.3.31)             | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> <li>森林管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> <li>森林施業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> <li>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> </li> <li>木材の販売収入の額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>木材生産業務費の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</li> </ul> </li> <li>留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> </ul> </li> </ol> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額の算定方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> </li> <li>留意事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ol> | <p>&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>時期<br/>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> <li>相手方及び方法<br/>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ol> <p>&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時期、相手方及び方法<br/>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</li> </ul> |    |  |  |  |
| 2                   | 富士市中之郷 | 4482-20                                     | 134 は 41            | 山林                         | 0.2730     | トナリ      | 56       |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 3                   | 富士市中之郷 | 4482-38                                     | 134 ほか 33           | 山林                         | 0.0132     | トナリ      | 41       |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 4                   | 富士市中之郷 | 4482-39                                     | 134 は 43            | 山林                         | 0.0333     | トナリ      | 59       |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 5                   | 富士市中之郷 | 4482-40                                     | 134 ほか 35           | 山林                         | 0.0079     | トナリ      | 59       |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 6                   | 富士市中之郷 | 4482-41                                     | 134 ほか 36           | 山林                         | 0.1742     | トナリ      | 59       |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 7                   | 富士市中之郷 | 4482-42                                     |                     | 山林                         | 0.0390     |          |          |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |
| 8                   | 富士市中之郷 | 4482-72                                     | 134 ほか 51           | 山林                         | 0.1818     | トナリ      | 47       |    |              |                               |   |   |  |    |  |  |  |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |        |         |     |     |    |    |         |      | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |    |         |        | 備考 |       |     |
|----------------------|--------|---------|-----|-----|----|----|---------|------|--------------------------|----|---------|--------|----|-------|-----|
| 番号                   | 所在     | 地番      | 林班  | 準林班 | 小班 | 地目 | 面積 (ha) | 現況樹種 | 現況林齢                     | 備考 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 |    | 権原の種類 | 同意印 |
| 1                    | 富士市中之郷 | 4482-19 | 134 | は   | 42 | 山林 | 0.1864  | ヒノキ  | 56                       |    |         |        |    |       |     |
| 2                    | 富士市中之郷 | 4482-20 | 134 | は   | 41 | 山林 | 0.2730  | ヒノキ  | 56                       |    |         |        |    |       |     |
| 3                    | 富士市中之郷 | 4482-38 | 134 | ほ   | 33 | 山林 | 0.0132  | ヒノキ  | 41                       |    |         |        |    |       |     |
| 4                    | 富士市中之郷 | 4482-39 | 134 | は   | 43 | 山林 | 0.0333  | ヒノキ  | 59                       |    |         |        |    |       |     |
| 5                    | 富士市中之郷 | 4482-40 | 134 | ほ   | 35 | 山林 | 0.0079  | ヒノキ  | 59                       |    |         |        |    |       |     |
| 6                    | 富士市中之郷 | 4482-41 | 134 | ほ   | 36 | 山林 | 0.1742  | ヒノキ  | 59                       |    |         |        |    |       |     |
| 7                    | 富士市中之郷 | 4482-42 |     |     |    | 山林 | 0.0390  |      |                          |    |         |        |    |       |     |
| 8                    | 富士市中之郷 | 4482-72 | 134 | ほ   | 51 | 山林 | 0.1818  | ヒノキ  | 47                       |    |         |        |    |       |     |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

### (2) 受託者の義務

① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該施設に設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

### (9) 森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
- ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。

(16) 森林利用の制約

甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(17) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。